

目 次

第 1 号 6月10日（月曜日）

令和6年度下郷町議会6月会議会議録（第1号）	1
議事日程第1号	2
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会議日程の報告	3
諸般の報告	3
行政報告及び町長提案理由の説明	4
請願・陳情	7
散会	8

第 2 号 6月11日（火曜日）

令和6年度下郷町議会6月会議会議録（第2号）	9
議事日程第2号	10
開議	11
一般質問	11
山名田久美子君	11
星 和志君	18
猪股謙喜君	24
渡部 哲君	30
星 邦一君	35
休会の件	41
散会	41

第 3 号 6月14日（金曜日）

令和6年度下郷町議会6月会議会議録（第3号）	43
議事日程第3号	44
開議	45
報告第9号 令和5年度下郷町一般会計の繰越明許費について	45
議案第1号 監査委員の選任について	47
議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	48
議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について	49
議案第4号 下郷町有バス購入契約について	50
議案第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第1号）	54
議案第6号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	54
議案第7号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）	54

日程の追加	6 6
請願・陳情	6 6
日程の追加	6 7
議員提出議案第 1 号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童 生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について	6 8
令和 6 年度行政視察について	6 8
散会	6 9

令和6年度下郷町議会6月会議会議録第1号

招 集 年 月 日	令和6年6月10日			
本会議の日程	令和6年6月10日から6月14日までの5日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和6年6月10日 午前10時00分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和6年6月10日 午前10時24分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税務課長兼会計管理者	玉 川 清 美	健康福祉課長	湯 田 浩 光
	農 林 課 長	猪 股 朋 弘	参事兼建設課長	玉 川 武 之
	教 育 長	湯 田 嘉 朗	教 育 次 長	只 浦 孝 行
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	玉 川 和 哉		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和6年度下郷町議会6月会議議事日程（第1号）

期日：令和6年6月10日（月）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
5 番 猪 股 謙 喜
6 番 小 玉 智 和
- 日程第 2 会議日程の報告
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告及び町長提案理由の説明
- 日程第 5 請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

散 会

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されたとおりなので、よろしくご協力願います。

6月会議の説明のため出席を求めた町民課長、室井節夫君が所用のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年度下郷町議会6月会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程はあらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（湯田健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、猪股謙喜君及び6番、小玉智和君を指名いたします。なお、両君には、本会議の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会議日程の報告

○議長（湯田健二君） 日程第2、会議日程の報告を行います。

今会議の日程は、さきの議会運営委員会においてお手元に配付してあります会議日程のとおり、本日から6月14日までの5日間にすることで決定されたことを報告いたします。

日程第3 諸般の報告

○議長（湯田健二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会事務局、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

初めに、去る4月24日、南会津地方町村議長会総会の席上において、小玉智和前議長に対し、福島県町村議会議長会より感謝状が贈呈されました。小玉前議長は、令和5年6月から令和6年3月までの間、福島県町村議会副会長として会務の運営に専心努力された功績によるものでございます。誠におめでとうございます。

続きまして、皆様のお手元に令和6年3月会議から今6月会議までの間の議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による一般財団法人下郷町観光公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してございます。

また、今会議に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表をお手元に配付し

てございます。

以上でございます。

日程第4 行政報告及び町長提案理由の説明

○議長（湯田健二君） 日程第4、行政報告及び町長提案理由の説明を行います。

町長から行政報告及び提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に関わる議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年度下郷町議会6月会議の開催に当たり、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本議会におきましては、報告1件、議案7件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、今ほど報告にもありましたが、去る4月24日に小玉智和前議長に対し、福島県町村議会議長会より感謝状が贈呈されました。これは、福島県町村議会議長会副会長としてのご功績をたたえられたもので、衷心よりお祝いを申し上げます。今後とも本町の発展と町民福祉の増進のため、ご活躍されますことをご期待を申し上げます。

次に、元町議会議員の渡部善正氏が高齢者叙勲として旭日単光章の栄に浴されました。渡部氏は、4期16年の長きにわたり町議会議員として在籍され、その間監査委員などの要職を歴任され、その豊かな経験と手腕をもって町政の進展に寄与されました。そのご功績が認められ、栄えある叙勲を受章されましたことは誠に喜ばしい限りであり、心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をお祈り申し上げます。

さらに、消防関係者において、春の褒章では団長の星清美氏が藍綬褒章を、春の叙勲において元副団長の玉川久米雄氏が瑞宝単光章を受賞されております。これまでのご功績、ご苦勞に対し深甚なる敬意を表するとともに、衷心よりお祝いを申し上げます。今後ともその豊かな経験を生かし、地域防災活動はもとより、地域振興にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

さて、令和6年4月以降の町の動静についてご報告をいたします。4月16日には県知事が来庁され、元地域おこし協力隊であった市村春絵氏のアスパラ農園を見学しました。市村氏は、令和4年1月までの3年間町地域おこし協力隊として在籍後、アスパラ栽培の準備期間を終えて、現在はパイプハウス10棟を設置し、営農を行っております。本町の課題である担い手不足の中で、新規の就農者として今後の活躍が大いに期待される所でございます。

4月29日には、大川ふるさと公園において春季検閲式が行われ、消防団を含む216名が参加し、通常点検、機械器具点検等を実施いたしました。近年災害が増加する中、訓練や予防、消防活動の重要性を改めて認識した所でございます。

5月18日、町内各小学校で運動会が開催されました。五月晴れの下、子供たちは暑さに負けず全力で競技に臨み、保護者にも笑顔を届けていました。

翌週の25日には小野岳山開きが開催され、昨年度に引き続き大内登山口での関係者による安全祈願祭のみの実施、自主登山での開催となりました。登山者へは、記念品として登頂証明書と記念バッジを送付しております。

翌日26日、100万年ウォークが開催されました。町観光公社の主催で、町内外から約340名が参加しました。イベントは2つのコースに分かれてスタート、参加者の皆さんは町物産館を出発した後、中山風穴や湯野上温泉駅、塔のへつり等を通る10キロコースと会津鉄道を利用する5キロメートルコースをおののペースで楽しみました。ゴール後、参加者の皆様には地元の物産などが当たる抽せん会を楽しみ、会場は完歩者の笑顔でにぎわいました。なお、イベント参加者の中、延べ80名が湯野上温泉に宿泊されました。改めてイベントによる経済効果を認識し、今後の地域振興へ役立てていきたいと考えております。

また、今年はコロナ明けから1年が経過し、目に見えた景気回復が期待されています。物価高騰の影響がある中で、状況を把握しながら対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、本年は全体的に水源の水量が例年より少ないことから、5月上旬には皆様に節水をお願いをしたところであります。今後については、状況を見極めながら対応していきたいと思いますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、提案理由について、本議会にご提案申し上げます報告1件、議案7件のご説明を申し上げます。報告第9号 令和5年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、令和5年度3月議会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。総務費では大内宿駐車場整備事業、商工費では物価高騰対応緊急支援プレミアム商品券事業、土木費では橋梁補修事業（小坂橋）及び橋梁補修事業（歳神橋）、合わせて4事業で3,682万円を令和6年度に繰り越したものであります。

議案第1号 監査委員の選任についてでございますが、下郷町議会議員の改選により、議員のうちから選任する監査委員について、下郷町大字豊成字檜原2322番地、星昌彦氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。星昌彦氏は、平成28年3月に下郷町役場を退職され、その後、社会福祉法人南陽会あかまつ荘の事務局長、令和2年4月からは下郷町議会議員としてご活躍され、現在南会津地方広域市町村圏組合議会議員として監査委員にも選任されました。また、南会津地方環境衛生組合議会議員を歴任されるなど、豊かな行政経験と知識をお持ちの方であることから、監査委員として適任であると考え、ご提案を申し上げるものであります。

議案第2号及び議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任でございますが、現委員のうち、星達生氏、小山敏喜氏の2名の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、ご提案を申し上げるものであります。星達生氏におかれましては、前任者の辞職に伴い、その残任期間である令和2年6月22日から現在まで委員としての職務を全うされ、誠実で、信望も厚く、引き続き固定資産評価審査委員会委員に選任したく、

議会の同意をお願いするものであります。

また、これまで委員としてお願いしておりました小山敏喜氏におかれましては、平成30年7月1日から現在まで2期6年にわたり税務行政にご尽力いただきましたが、ご本人の辞職の意思により、新たに下郷町大字塩生字大石849番地の1、小山敬二氏を選任したく、ご提案申し上げるものでございます。小山敬二氏は実直で、地域の信望も厚いことから、固定資産課税台帳に登録された評価に対する納税者の不服を中立的な立場で審査、決定する固定資産評価審査委員会委員として適任であり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第4号 下郷町有バス購入契約についてでございますが、現在の町有バス老朽化に伴い、更新整備をするものであります。去る5月24日、5者からなる指名競争入札の結果、下郷町大字弥五島字道上3345番地、小暮車体代表、小暮實が971万4,470円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,345万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億7,645万6,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、雪寒機械整備事業及び南会津地方広域市町村圏組合における指令システム機能維持更新事業に係る地方債の補正、地域創生総合支援事業、県サポート事業、児童手当制度の拡充、出産時交通費等支援事業、外国語指導助手派遣事業、それぞれの事業に要する経費を計上し、また人事経費につきましては、人事異動等に伴い、今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。

それでは、主な補正についてご説明を申し上げます。歳入でございますが、国庫出資金の児童手当国庫負担金780万4,000円及び子ども・子育て支援事業費補助金344万2,000円につきましては、児童手当制度の拡充に係る事務費及び事業費等の財源として計上しております。同じく国庫支出金の防災安全交付金事業国庫補助金でございますが、国からの内示額通知を受け、雪寒機械整備事業に係る財源を1,600万円減額するもので、それに伴い、町債の過疎対策事業債において1,630万円を増額計上し、歳出の土木費、道路維持費において財源内訳の補正をしております。

県支出金の地域創生総合支援事業補助金350万8,000円でございますが、いわゆる県サポート事業の財源として計上したものでございます。

町債でございますが、南会津地方広域市町村圏組合の指令システム機能維持更新事業に係る過疎対策事業債を690万円減額し、それに伴い、防災対策事業債520万円を増額計上し、歳出の消防費、非常時消防費において財源内訳の補正を行っております。

歳出でございますが、総務費につきましては、総額で399万8,000円を減額するものでございます。

企画費において、地域創生総合支援事業、県サポート事業でございますが、今年度新たな取組として実施するここに住んでよかった、住んでみたいと思える町づくり事業に要する経費517万8,000円を計上しております。

民生費が総額で1,462万7,000円を増額するもので、児童措置費においては、児童手当

制度の拡充に係る扶助費及び事務費を合わせて1,042万円を増額計上いたしております。

衛生費が総額で90万3,000円を増額するもので、母子衛生費において出産時交通費等支援事業助成金17万9,000円を計上し、歳入においてその財源となる県支出金、妊婦に優しい遠方出産支援事業補助金13万4,000円を計上しております。

教育費でございますが、総額で87万8,000円を減額するもので、語学指導事業費において外国語指導助手派遣業務委託料330万円を計上しております。

なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を減額し、調整をしております。

議案第6号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,609万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,115万2,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、国民健康保険税の本算定及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修事業並びに職員の人事異動に伴う予算の調整を行うものであります。

議案第7号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ425万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億905万5,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、職員の人事異動に伴う予算の整理を行うものであります。

以上、本会議にご提案いたしました議案等についてご説明申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長からご説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

日程第5 請願・陳情

○議長（湯田健二君） 日程第5、請願・陳情を議題とします。

この際、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第91条及び第94条の規定に基づき付託したいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

再開本会議は6月11日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。（午前１０時２４分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和６年６月１０日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和6年度下郷町議会6月会議会議録第2号

招 集 年 月 日	令和6年6月10日			
本会議の日程	令和6年6月10日から6月14日までの5日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和6年6月11日 午前10時00分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和6年6月11日 午後 1時54分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税務課長兼会計管理者	玉 川 清 美	健康福祉課長	湯 田 浩 光
	農 林 課 長	猪 股 朋 弘	参事兼建設課長	玉 川 武 之
	教 育 長	湯 田 嘉 朗	教 育 次 長	只 浦 孝 行
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	玉 川 和 哉		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和 6 年度下郷町議会 6 月会議議事日程（第 2 号）

期日：令和 6 年 6 月 1 1 日（火）午前 1 0 時開議

開	議	
日程第	1	一般質問
日程第	2	休会の件
散	会	

(会議の経過)

○議長（湯田健二君） おはようございます。

開会に先立ち、ご連絡申し上げます。本日の会議日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

6月会議の説明のため出席を求めた町民課長、室井節夫君が所用のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

日程第1 一般質問

○議長（湯田健二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 10番、山名田久美子。通告書に基づき一般質問いたします。

1点目、大川ふるさと公園使用許可基準の整備について。12月一般質問の答弁で、大川ふるさと公園はイベント開催を想定した利用料及び施設利用料の設定、使用した際の取決め事が未整備となっている。イベント利用の手引、公園行為許可基準等の整備が必要で、他町村の基準等を調査し、3月頃までに整備したいと答弁されました。それから整備されたイベント利用の手引、公園行為許可基準は作成されたのか、お伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 10番、山名田議員のご質問の件でございますが、大川ふるさと公園使用許可基準の整備については教育長のほうから答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 10番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

大川ふるさと公園使用許可基準の整備についてでございますが、議員おただしのイベント利用手引、公園行為許可基準の作成につきましては、令和6年3月までの整備を目標として、近隣の市町村の状況等を参考に作成を進めておりました。しかしながら、行為の制限や禁止条項の追加など、下郷町公園条例そのものの整備が必要であるほか、現行の管理規則はコミュニティセンターのみを対象とする下郷町コミュニティセンター管理規則であることから、公園全体を網羅した新たな管理規則の整備を先行して行う必要がございます。それら条例、規則に基づき、公園行為許可基準、イベント利用手引となるでしょうか、これなどを利用者の利便性の向上を図るため、ガイドラインを作成する必要があることから、時間を要しているところでございます。いずれにしましても、大川ふるさと公園の多様な利活用を図り、それが地域の活性化につながるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ご回答ありがとうございます。前回質問してから半年が経過しているわけなのですが、これどこの市町村を参考に進めていらしたのか、その点をお聞かせください。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） それでは、10番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

参考としました町村につきましては3町村ございまして、猪苗代町、只見町、南会津町の公園条例を参考に作成している状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 例えば、それを参考にしながらやってきていると思うのですが、この作業を進めてこられたのはどなた。職員だとは思いますが、何人でこの3町村のを参考にしながら進めてきたのか、お答えください。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 作成についての職員の状況ですが、社会教育係が3名おりまして、その3名でいろいろと検討している段階で、ほぼそういったことで進めてまいりましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） やはり、例えばこれ、今まで行為の制限や禁止の条項などを追加しなければならないというような回答であったのですが、今まではそれがなくてもやってこれたということではあるのですか。

○議長（湯田健二君） 教育次長、只浦孝行君。

○教育次長（只浦孝行君） 公園条例の中の使用許可というところがありまして、これ3条でございますが、使用しようとする者は町長の許可を受けなければならない、許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とするという条項がございまして、そちらをもって承認しておりましたということでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 私がこの12月に質問したきっかけというのは、あそこでいろんな、名前を挙げていいか。サイクルロゲイニングの開催があったときに、地元のものを販売したいということがあったのです。というのは、サイクルロゲイニングに参加する人が町内の方だけではないということもあって、結局その宣伝も兼ねて販売したいということで許可願を出したのだけれども、駄目だったと、販売できなかったということがあって、そういうことってあるのですかということで、あのときには質問をしたわけなのです。そのときに、いろんな公園条例だとか管理規則、いろいろあるので、それを調査しますということだった。その内容を変えてできるようにしたいということでたしかおっしゃっていたと思うのです。なので、今後もこのことをきちんと整備していかないと、やっぱり行政サービスの低下につながるのではないかと思います。せっかくあそこを利用したいという町外の方もいらっしゃるわけですから、やはりその辺も含めてき

ちゃんと調査をして、変えていくところは変えていっていただきたいというふうに思いますので、これからの夏休み、あそこ野球場とか何かもあって、町外から来る合宿の子供たちなんかも使うのです。ただ、これが4月1日、一斉に予約が来るのです。そうすると、町内に泊まって、町内の利用する子供たちが、ほかの町村から予約が入った、使えませんというような感じで、やっぱり夏休み結構もめるのです。その辺も含めて考えていただきたいと思いますので、やはり早めに整備をしていただきたいと思いますので、いつ頃までできそうですか。

○議長（湯田健二君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） ただいまのいつ頃からということですが、今整備している条例等については、年度当初からということを考えて、次年度から適用したいと。ただ、今おただしのように、いろんな使用ですか、そういう場合には調整を図りながら使用できるような体制は今までどおり進めていきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 了解しました。

引き続き、2つ目の質問に移ります。

（何事か声あり）

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 下郷町の公園条例についてちょっと若干補足して説明したいと思いますけれども、この公園条例は、地方自治法に基づいて公園条例を設置して、そしてあの施設を整備してきたわけです。ですから、ただいま3町村のを参考にして調べているということを申し上げましたけれども、公園条例で整備しているところは都市部しかないのです。そういうことからして、一番直近で整備しているのは福島市の都市公園条例、そういうところの参考を見ながら、まず町の一番上位条例であります下郷町公園条例を見直すということと、それから規則、こういうところを見直して、そして都市公園法、要するに地方自治法に触れない、そのように整備していきたいということですので、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 了解いたしました。

では、2つ目の質問に移ります。消滅可能性町村にということで、こちら民間組織、人口戦略会議が将来的に消滅の可能性があるとみなした市町村に当下郷町が該当しました。この結果を率直にどのように捉えたか、町長のお考えを伺います。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 次に、大きな2点目の消滅可能性町村についてでございますが、令和6年4月に民間有識者でつくる人口戦略会議が、全国の市区町村のうち4割超に当たる744自治体が消滅する可能性があるとの報告を発表いたしました。これは、子供を産む中心世代である20歳から39歳の女性人口が2050年に半減し、人口減少に歯止めがかからないと分析したものでございます。今回の報告書以前より、町では少子高齢化により人口

減少が進む当町において、子育て支援策または定住対策については町の重要課題と認識して、第6次下郷町総合計画でも主要施策と位置づけ、きめ細やかな各種政策に取り組んでおります。

具体的な子育て支援策としては、令和5年度より従来の子宝祝金を拡充し、第1子から10万円、第2子20万円、第3子以降は各30万円を支給しております。また、平成30年度から小中学校の学校給食を全額補助をしているほか、小中学校への入学時には入学者1人につき3万円を入学祝金として支給しております。保育所関係については、令和元年10月から開始された国の幼児教育無償化に伴い、町では対象年齢を拡大し、2歳児から5歳児までの保育料を無償化しております。さらに、令和3年度からは結婚新生活支援事業を開始し、新婚夫婦の経済的な負担軽減を図っており、令和4年度からは結婚祝金の支給も開始したところであります。また、そのほかにも生活しやすい定住環境の整備といたしましては、高齢者タクシーの助成事業や除雪支援事業、商工会ポイントカード事業、企業支援事業、農業担い手支援事業、そして各種道路網の整備促進など、様々な事業を実施しております。これらの主要な町の施策は、当然のことながら町民の方々が今後も下郷町に住み続けたいと思っただけよう実施しているものであり、重要な定住対策と考えております。また一方では、町民の方々が住み続けたいと思える町であれば、おのずと本町へ移住したいと考えている方が増える可能性もありまして、移住対策につながるものと考えております。さらに、移住に特化した事業としては、空き家バンク事業や下郷町移住支援金制度、または町外から転入する方が新築住宅または空き家バンク登録の中古住宅を取得し、下郷町に定住しようとする場合の費用の一部を助成する下郷町住宅取得支援事業など実施しており、人口減少の中、積極的に本町への移住者を受け入れる環境整備を進めているところであります。

このような施策を展開しているところではございますが、中山間地域という地理的条件、冬期間の積雪など、東京圏と比較して子育て、定住という意味では不利な条件もございます。しかし、地域とつながりを持った安心できる子育ての環境という面では、我が町ならではの強みもあるものと考えております。今回の消滅可能性があることと発表されたことは非常に残念ではありますが、過剰に反応することなく冷静に受け止め、地に足のついた支援策の充実化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） ありがとうございます。民間有識者が出したこの戦略会議の、私もこれはあまり、すごく疑問に思っている部分もありまして、今やはり町長がおっしゃったように、これだけに左右されずに進んでいくことって本当に必要かと思えます。ほかのどこかの町長だったかもレッテル貼りだという言い方をしているのです。ということは、これを言われることで、ここの町に、いや、では住みたくないよなということを実際に宣伝しているようなものだとも私思っております。ただ、やはり今町長がおっしゃったように、地に足のついた支援策の充実化ということでおっしゃっているように、例えば会津17市町村の中で4つの町村が該当しなかったのです。それが柳津、昭和、磐

梯、湯川の4町村でした。これらについて、町のほうとしてはなぜなのか、調査というか、しましたでしょうか。もし調査しているようであれば教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 新聞発表でも、そうした町村が消滅可能性でないというようなことも出ておりましたけれども、これが果たして現実的にどうなのかという、私は疑問に思うのです。だから、調査するまでもなく、人口はそれなりの、私の町のほう、下郷町においても大体似たような人口形態でございまして、当然若い人が少ないという数字にはなっていると思います。ただし、20代から30代の女性が若干1名か2名いれば数字がぼんと上がるというようなこととございまして、まずこの民間有識者で考えた消滅可能性自治体については、県の町村会でも全国の町村会でも国に対して物を申し上げて、今日の新聞にも人口減少、先細り分析なくというようなことも、地方紙ですけれども、やっていますが、要するに当時のまち・ひと・しごとの創生法、これを忘れてしまっているのだ、今国では。こういう結果が、民間の有識者会議だからといって、こういうことを発表してしまうということは、非常に私も遺憾だと思っている。こういうことのないように、これからどのようにしていくかということがこれからの課題でありまして、新しい地域づくり、そういうものをぜひ進めていければと、こう思っております。1つとしては内発的な発展、2つ目としては外部人材との関係人口を多くすると、地域経済を循環させると、そしてそれに人口増を伴うプロセスを重視していくという政策を今後進めていきたいと、こう考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

調査はしていません。ただし、同じような人口で少ない町村もあります。だからといって、そこが消滅可能性ではないのかと言われれば、それは数値的な問題であります。今後、高校生の卒業者は今年は38名ぐらいだと。その方の2割でも残っていただければ、何とかその数字はクリアするのではないかとということで、これから公募しますけれども、そうしたところに町民の若い人が考えていただいて、地域を立派にしていくと、地域に残って活躍していくということを切にお願いしているわけです。昔、帝国大学の教授というと、山川健次郎という人、会津藩士ですが、勉強して都会に行って活躍するのもいいだろうと、しかし地元に残って地元をよくすることも必要だということを公言したこともあるということを私は雑誌で見ましたけれども、そんなところで、これからはそうした今5つの政策、私が考えていることを申し上げましたけれども、やっていくことが下郷町のためになるのではないかと、こう思っておりますので、ご理解をよろしく願います。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 私もその4町村については、いろいろ聞いたりしたのですけれども、柳津は特別な施策はないとおっしゃっているのです。それとあと、磐梯町の場合には町営住宅新築、あるいは民間賃貸アパートなどの誘致と、あそこはやっぱり一番大きいのは企業のシグマを持っているということなのかなというふうに感じています。また、昭和村の場合には、昔からからむしの織姫制度をやっていること、これも村長が

おっしゃっていたのですけれども、やっぱりそれをずっと長年続けてきているということが一つの強みとおっしゃっていました。あと、カスミソウです。これも若い人のＩターンの誘致をしていて、もともとカスミソウを作っている方がいろいろと支援をしながらカスミソウを作って、１年目、２年目はなかなか物にはならないのだけれども、もう３年目以降は年収１,０００万円以上になるというようなことを村長はおっしゃっていたのです。またあと、湯川の場合には、若者定住住宅ゆがわニュータウン穂花かな、というところを令和２年に竣工して、そこに住宅が一戸建てなのです。子育て世代向けの村営住宅で、公共施設への近さなどを基に造った住宅になります。ただ、これらを考えると、会津若松のベッドタウンというような考え方をすれば、やはり若者が移住、定住しやすいのかなという点を考えると、下郷も会津若松の隣ですから、そういった意味での、ちょっと峠を越えるかもしれませんが、ベッドタウン的なことを考えると、やはり住宅の整備というのは必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

ちょっと知り合いで新築を建てたい、県外から移住したのですが、県の住宅支援事業該当しないのです。それなせかといったら、勤め先が県に申請していないから、駄目なのだと言われたそうなのです。だから、その辺もやっぱりざる法みたいな形で、せっかく移住して新築したいといっても、なかなか支援を受けられない現状にあるわけなのです。だから、その辺も含めて、やはり支援策というのはやっていくべきではないかなというふうに思っています。

あと、やはり物理的なものばかりではなく、先ほど町長もおっしゃいました下郷を愛して残ってくれるという人、若者を増やしていくということがやはり必要なのではないかなというふうに考えております。他町村にない施策とは何なのだろうかということも含めて考えていく必要があるのではないかなというふうに思っています。この前言われたのが、南会津郡内に産婦人科がないのです。そうしますと、出産を控えたお母さんは会津若松なのです、一番近くて。そこに行くまでも、なかなか産気づいてから行くというのは、誰かの手を借りないと行けないと。そのときに助産師さんでもいればという、南会津にお一人いらしたのですが、その方も辞められて、今助産師さんもないのです。そういったところも含めて、やはり子供を産んで育てるということも含めたら、その辺も考えていく必要があるのではないかなというふうに私は考えております。その辺についてどうお考えになるか、お聞かせください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大変貴重なご意見いただきました。まず、磐梯町についてと、あるいは西会津町、雇用促進住宅というのが昔あって、要するに民間が造っても、公益団体が造っても、自治体が造っても、その厚生労働省で造ったやつに入っていて、３年住んだら借りたお金を返還して住んでいてもらうというような方法を湯川町で取ってきていまして、その結果が残っている要因かなと。それと、シグマに勤める人が若松市内の方が多いとは思いますが、地元に住居して生活するということが多くなってきたのではないかと、これを私は感じておりますが、いずれにしても雇用促進住宅が法が改正さ

れてしまいました。そういうことで、その事業がやれないのが今現状です。あとは、昭和村の農産物のカスミソウだとか、そういうことの農業生産で所得を上げるということは非常に大切な定住の要素だと思っていますが、一つの例を挙げると、今まで地域おこし協力隊であった市川さんなんかは、アスパラ生産をして何とか残っていただいていると。そういう方がどんどん増えるようになれば、非常に若い人が残ってくれるのではないかと数字が上がってくるということもございますし、そういう方をぜひ皆さんと一緒に探して、下郷町のよさをアピールしていただければと思っています。

1つは、人口戦略会議の問題点は、今山名田議員さんが地域のことを解説してくださいましたが、国では国の地域政策について問題点を、大学の先生ですけれども、おっしゃっていますけれども、今の人口の消滅可能性町村というの問題点は、要するに国は、先ほども言ったように新聞発表で見て、全然検討していない。少子化問題の根源を今回の場合は市町村に転換しているのです、政府の責任を。これではいけないのです。やっぱり国自らやっていかないと、全然効果が出てきていないと。だから、報告書では少子化対策や一極集中の対策、自治体へのきめ細かな支援ということはやっていない。だから、予算にもする。しかし、自治体でやっていることは、先ほど第1回目の答弁も言ったように、下郷町としては最善の予算を尽くして予算化しているわけですから、それに基づいて来ていただいている人もいるのではないかと考えています。去年のイベントで、いや、下郷町はいいですねと、なぜいいのだと、いや、学校給食費ただだとと言われたこともあるのです。そんなことをイベントのときに他町村から来る人に言われました。

それから、大学の教授では、要するに消滅可能性の規定というものが意味不明である。だから、昭和村も柳津町も磐梯町も湯川村も、確かにそれは、湯川村は米取れて、そしてふるさと納税が1億円とか2億円あるということになれば、あそこへ行って働いていれば何とかできるのでないかというようなことも考えられるかもしれません。だから、意味不明の消滅可能性の規定なので、これ。全く私から言わせればそのとおりだと思う。

それと、消滅可能性というのをやっぱり発表して、その自治体をあおって、自治体分断ですよ、これは。こんなこと知られては困るので、我々は。まず、議員の皆さんもそう思うと思います。やはりそんなことを言うのは、もう相当な周回遅れなのだ。もう国のやっていないことを発表してしまうのだ。だから、もう相当周回遅れなのだ。人口減少の対応策について、議論が完全に欠落している。だから、これからでも遅くないと思いますから、ぜひ協力して人口減少に歯止めをかける事業を展開してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 本当にそうだと思うのは、やはりその後出た人口動態統計で、県内の出生率は1.21なのです。東京、1を切りまして0.99なのです。人がいてもやっぱりこういう状況というのは出てくるわけですから、本当に今回消滅可能性町村になった、言われたといっても、やはりそこから我々はここで生きていかなくはいけないわけ

すから、今町長が言われたように、皆さんで協力しながらやっていかななくてはいけないのだと思います。

そこで、やはり若者の考えを聞く会議、若者会議などを開催することを提案したいと思います。それで質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、新しい地域づくりの中にもやはり若い人の意見を聞いてやるという、要するにプロセスの重視です。プロセスの重視。これは、こういうことをすれば人口残るよということは、どこの町村だって答えが出ないと思う。これはプロセスですから、若い人の意見も聞く、それは当然です。前回もやはり移動町長室というようなことも考えて、そうした最初の入り口についてはそういう子供たちの意見を聞いてみようかなと思って、今月にはそれをちょっとお話ししに学校に出向くという日程も組まれております。それからまた、外部人材を導入すると、これも必要です。やっぱり外部の刺激を受けないでは、全然そういう地域づくりになりません。そうしたことをやっていくということが私の考えですから、若い人の意見はまず学校の子供たちから聞いてみたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○10番（山名田久美子君） はい。

○議長（湯田健二君） これで10番、山名田久美子君の一般質問を終わります。

次に、8番、星和志君。

○8番（星和志君） 議席番号8番、星和志。一般質問をさせていただきます。

まず1つ目に、第6次総合計画の効果検証について。計画書の中にもPDCAサイクルで推進していくとありますが、プラン、計画、ドゥー、実行、チェック、点検、評価、アクション、改善とありますが、C、点検、A、評価があり、また次年計画に生かせると思いますが、第7次総合計画目前ですが、検証結果と改善点の公表はいつどのような形で町民に公表されるのでしょうか。

1つ目の質問、以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、8番、星和志議員のご質問にお答えします。

1点目の第6次総合計画の効果検証についてでございますが、下郷町総合計画は、町政を総合的かつ計画的に運営するため、町の目指すべき将来像を掲げ、その実現に向けた施策や事業を総合的にかつ体系的に示した、下郷町におけるまちづくりの基本となる最上位計画に位置づけられております。現計画となる第6次総合計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画を期間といたしまして、主要施策の執行に当たってまいりました。令和6年度は、第6次総合計画の最終年度となり、これまでに第6次総合計画のプランに基づきまして、議会の承認を賜りながら事業を実行し、評価し、毎年度予

算編成の際には事業内容を点検、チェックしながら、必要に応じた改善、アクションを
してまいりました。これらのサイクルに基づき、各種施策に取り組んできたところであ
りますが、さらに第6次総合計画の検証と改善に役立てるため、令和6年2月14日から
3月8日にかけて住民アンケートを実施し、町の課題や住民ニーズの把握に努めている
ところでございます。これらのアンケート結果を基に、職員による策定推進本部会議や
策定班において第6次総合計画の検証と改善点の洗い出しを行い、議員の皆様や学識経
験者、関係団体の方に参画いただく審議委員会等において、それらの課題や改善点を踏
まえた今後のまちづくりの目標や施策をご審議いただくことと予定しております。

さて、議員おただしの第6次総合計画の検証結果と改善点の公表についてでございま
すが、皆様もご承知いただいた総合計画に基づいた各種重点事業や各行政区からの要望
事項などをその都度検証、改善を行いながら、予算編成等に当たっております。なお、
次期総合計画が策定された際には、ホームページでの検証結果、改善点の公表や概要版
の全戸配布、審議委員会等での検証や改善過程を経た新たな計画をご確認いただけるよ
う対応してまいりたいと考えております。町民はもとより、議員の皆様や学識経験者な
どのご意見やアドバイスをいただきながら、次期計画の作成に努めてまいりたいと考
えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 1つ質問させていただきます。

住民アンケートの選定方法はどのように選定されたのかというのと、推進本部のメン
バーはどのようなメンバーで会議されるのかと、あと学識経験者もどのような方を選ば
れるのか、分かれば教えていただきたいです。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいま8番の星和志議員のご質問にお答えさせてい
たきます。

まず、アンケートの状況ということでございますが、本年2月14日から配布のほうを
させていただきまして、3月8日まで提出のほうを行っております。住民基本台帳のほう
から無作為で抽出した1,200名の方を対象にいたしまして、回収率が50.17%、人数に
して603名の方にご回答いただきまして、取りまとめのほうがほぼ終了しておるような状
況でございます。

あと、計画策定に際しての組織のこういった構成になるかというふうな部分になりま
すが、まず最上位の審議委員会ということで、町議会議員のほうから6名のご推薦をい
ただいて構成していただく中身になっております。そのほかに、各種組織の長に当たる
方を最上位の審議委員会の委員として構成をしていただきまして、その下部組織といた
しまして、町役場の各管理職が当たる策定推進本部会議、さらにその下部組織として、
それぞれの各担当部署で構成します係員あるいは係長等で構成する策定委員会、さらに
町民から募集されました一般の公募をされた方、あともし公募して人数が足りなければ、
各組織の担当者レベルの方にご推薦をいただいて、ワークショップを開催する予定で今

のところ準備のほうを進めているような流れになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(何事か声あり)

○総合政策課長（佐藤英勝君） すみません。失礼しました。学識経験者の顔ぶれというふうなことでございましたが、まず今のところ、前回第6次で策定のほうにご協力いただいたほうになりますと、町教育委員会、あと町社会福祉協議会を学識経験者として推薦をしていただいておりますが、今後第7次に向けては、再度今中身のほうを詰めている状況ですので、どなたがということでは今のところ決定していない状況になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 提案なのですが、学識経験者の中に経営とか、そういう運営関係のたけている方も入れたらいいのかなと感じました。

そして、もう一点、検証結果の公表や概要版の配布とかあったのですが、こちらは同時にやられるのですか。そこだけ教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） ただいまの民間企業の経営される方というふうなご提案でございましたが、なおそちらについても内部で検討させていただきたいと思います。

あともう一点、アンケートですとかのホームページへの掲載ということになりますが、タイミング的には同時になるかどうか、ちょっとまだ策定段階ですので、未定ということでお答えをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 公表は、まだ同時になるか未定ということだったのですが、こちら検証結果と改善点は相当早くみんなに公表しないと、概要版と同時に発表されたら順番におかしなことになると思うのですが、概要版の配布はいつ頃発行される予定ですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 8番、星和志議員の、6次総合計画もう最終年度になっていきますね。1つは、町としては議員の皆様方に重点事業総括表ということをお渡ししています、毎年。その中には、総合計画の5分野について具体的に入っていて、その事業の財源規模だとか、事業費だとか入れています。そういうことで、要するに6年度まではそうしたことで報告しているので、結局、間接的ではありますが、皆様に、町民に報告をしているということの解釈をしていただければと思いますし、さらに過疎地域持続的発展計画でも要するに計画書を作っていただいて、その中で実施しているものについては予算上に上げて、そして事業展開しているということをご理解いただきたい。最終的には、今総合政策課長が言ったように6次総合計画の検証をしていただいて、その検証の結果も発表するし、そして新しい7次総合計画の計画もつくっていくということです。

で、理解いただければと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 隣の若松市では、ちゃんと一つ一つにこういう検証や改善の文章を細かく出されているので、仕事増えてしまうから、大変でしょうけれども、そういったことを町民に見せていただければ、町にもっと興味を持ち、愛せる町になるのではないかと思います。以上です。

そして、2つ目の質問をさせていただきます。新しい働き方に向けて。現在、人も会社も減少し、都心に人も金も流れていってしまいます。この流れを逆流させる一手として、下郷町のいい環境で仕事をしてもらい、町外の方に都心と下郷2拠点で仕事ができる環境づくりができれば、情報共有などいろいろな相乗効果が期待できると考えます。コロナ時期のリモートワークを行った結果、場所を限定しなくとも仕事ができ、物価、地価の高いところで仕事をしなくていいことが実証されました。そして、国ではワーケーションが進められ、民間にもいろいろな補助金があり、推進されています。移住、定住対策、企業誘致、関係人口の増につながるチャンスと考えますが、下郷町では今後の展望はどのように考え、展開していくのでしょうか。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、大きな2点目の新しい働き方に向けてでございますが、2019年、国の働き方改革の取組の一つである多様な柔軟な働き方の実現、その一環として勤務地を限定しない、議員おただしのリモートワーク、いわゆるテレワークを導入する企業が徐々に増えてきましたが、当時はまだ一部の従業員の実施にとどまっておりました。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、勤務先の密を避けることを目的にテレワークを導入する企業が一気に増え、国でも働き方改革や地方への移住、定住、地方での関係人口の創出を重要課題と捉えていたことから、現在でも各種施策が講じられております。

一方で、多くの企業においてテレワークを導入した契機が新型コロナウイルス感染症によるものであったと。働き方の抜本的な改革によるものではなかったため、社内でのコミュニケーション不足による業務効率の低下や勤怠管理の難しさなどから、テレワークの実施率は減少しているようであります。事実、国土交通省が令和6年3月に公表した令和5年度のテレワーク人口実態調査では、首都圏における雇用型就業者のテレワークの実施率は、令和3年に36.2%あったものが令和5年には28.0%に減少し、このコロナ禍からのより戻しが見られるものと見解を示しております。議員おただしのテレワーク、移住者や関係人口の増加などが期待できる一面もございましたが、町としましては動向を注視して検討してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○８番（星和志君） 答弁でありましたテレワークって出ましたが、私が言っているのはワーケーションであって、ワーケーションとは休み、遊びながら働くような形なのですが、それが下郷町はすごく適していると考えます。なぜなら、朝晩涼しく、自然環境がよく、しかも温泉がある、そういった場所なので、ワーケーションにはすごく適していると思い、提案しました。

そして、動向を注視し、検討していくから、先ほどあった消滅指定都市に、検討し過ぎていてから、そう消滅していくのではないかと思います。さっきの４町村のいいところは、多分若い人が行っても楽しめる町なのです、僕も行ったことあるのですが。というのは、やっぱりスピード感があって、検討ばかりしないで施策を実行していつている町村だと思います。なので、動向を注視するのもいいですが、踏み切ったこともやっていただきたいです。そして、何か町として代替案的なものはあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ワーケーションが進んで、一つの例としては、クライנגアルテンにそうした方がいる、ワーケーション。遊びながら、仕事をしながらということで入っている人がいる。ですから、そういうことをぜひやっていくためには、やっぱり全国に調査をしてみると、テレワーク、リモートワーク、ワーケーションで使える補助金、助成金を使ってやっていくということもございますので、ひとつ動向を注視するということは、町の今後の展望については、県でも出しているテレワーク支援補助金、こういう補助金事業をどのような人が、どういう地区の人が、どのような企業の方がこういうものを利用しているのかということの県の考え方もちょっと情報を入れながら、調査しながら町は検討していかないと、ワーケーションだから、これが来るのかと、この支援事業をつくったことで来るのかということは、端的には言えない。実際クライנגアルテンにきた人は、大きな企業の社員であったから、それはできたか分からないけれども、そういう大きな企業さんの社員であればできるかと思います。ただし、これが果たして中小企業の人たちがワーケーションをしながら、支援事業をいただいたとしてもなかなか大変だと私は思います。そんなこと言っていられませんが、人口減少の中での話ですから、これもひとつ情報を共有して事業展開を図っていくと。

また、サポート事業なんかも入れて、そうした県の補助、そして県のサポート事業などを入れて、いろいろな情報媒体を使って、そして活用していただくと、展開していく必要があると思いますので、ぜひ検討ではなくて実行、できるだけ。情報をやっぱり入れないと駄目なので、県の補助金を利用している方々がどういう人なのかと、そういう分析しながら、ぜひ展開に持っていきたい、こう考えております。

なお、こうしたサポート事業を入れて、媒体の資料を作りながらやっぱり関東方面に仕掛けをしないと、なかなかそこはつかめないのではないかと、この利用制度そのものも知らない方が全国でいっぱいいるのではないかとと思うのです。ここで一覧表を見ると、市町村でやっているのなのに、誰もやらない。県。だから、市町村でやるようになれば

相当な媒体の費用もかかるし、それを言っていたでは人が集まらないのだから、ぜひ事業展開に向けて頑張っていきたいと、こう思いますので、ご了解ください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 今町長もおっしゃられたとおり、クライנגアルテンの人とかもそういうワーケーション的なことをやっているとありました。やはりお金をかけずに、今あるものを生かしてクライングアルテンの人たちを使う、使うというのはちょっとあれですけども、もうちょっと交流を深めて、その人たちの横のつながりからもっと人を呼ぶとか、在京下郷、あれをもっと20代、30代とかの方たちを呼べるよう考えて、そこから、来てもらわなくてもいいので、経営とかマーケティングとか、そういったことをして、下郷町を経営していただきたいと考えました。多分、人が来るというのはやはり難しいことだと思うので、体が来なくても経営に携わってくれば、その会社がもうかり、町が税収がアップするので、いいのではないかと思います。それでも、このワーケーションをやりたい方とかいたときのために、そのオフィスもお金かけずに、空いた旅館とか、空いている指定管理施設とか、空き家とかを再利用して活用すれば、なるべくお金はかからないのかなと考えました。

そして、やはり今ふるさと副業とかという言葉もあり、地方で副業をするというのはだんだん火がついてきたようなのですが、さっき町長も言っていたとおり、市町村では一つもテレワークの補助事業を使っているところがないと言われたのですが、それってチャンスだと感じたので、ぜひ先駆けて客観視できる外部の人材を、脳みそでも体でもいいので、呼び込めるような施策を何とかつくっていただきたいです。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大変いい意見でございました。ワーケーションの方をぜひ探してもらってというようなことの意味、空き家をオフィスにして仕事をやって、ふるさとの副業、地方で副業をやってはどうかというような意見で、大変貴重な意見だと思います。先月私、ある会社に訪問して社長に会ってきた。下郷に来て下郷の空き家を活用してくれと、その話がどうなるか、これを期待していたのですが、そういうことも私はやって、先月ですけれども、やってきました。ぜひそれが成功すればいいなと、こう思っていますし、まず在京会の方々にも情報を流して、その方の息子さんとか娘さんとかという方の20代、30代に来ていただいて、そういうワーケーションしながら副業していくというようなことも必要ではないかと思っていますので、ぜひそういう在京会の時間の中で話せればと思いますが、なかなか在京会の懇談会は時間がなくて、困ってしまっているのです。あまり長くても困るのだけれども。そういう面ではもう少し検討する必要はあるのですけれども、要するに空き家等をぜひ活用していただいてやっていただくということも大切なので、そういうところに力を入れていきたいと。ぜひ。

そして、ただこれ全部補助というわけにいかないです、最初。やっぱり国の制度、県

の制度、そして町が制度をつくったら、そういう3分の1、3分の1、3分の1というような具合にしていかなないと、町直接あの100%、10分の10だということには、これはなかなか財政的にも難しい。だから、国の制度も活用しながら、県の制度も活用しながら来ていただくと、町の制度もつくって、そういうところで来ていただくということがまず基本だろうと。そうすると、とにかく制度があるから、来るかという人と、大きな会社でいけば、空き家があるのなら私が活用しますよという人、社長さんも出てくるかも、そして社員に利用してもらうということもあるかもしれない。それが5月言った話ですけども、そのようなことでひとつ取り組んでいきたい。これがやっぱり人口減少の歯止めにも少しは対策としてはなるのではないかという考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） ありがとうございます。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○8番（星和志君） ありません。

○議長（湯田健二君） これで8番、星和志君の一般質問を終わります。

次に、5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 5番、猪股謙喜。通告どおり一般質問を行います。

塩生地区に取得した宅地造成予定地について。現状では、客土を完了して建物を建設できるように見えますが、本年度の予算には建設の予算が計上されていません。なぜか。町長は就任当初、取得した土地が水田であったため軟弱な地盤であること、県道とのアクセスを水平にして出入りをより安全にしたいという意をおっしゃっていましたが、既に県道との高低差はなくなり、住宅の建設に取りかかってもよいのではないのでしょうか。町長のお考えをお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） ただいまの5番、猪股謙喜議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の塩生地区に取得した宅地造成予定地についてでございますが、こちらの土地につきましては、これまでも議会一般質問の中でご説明してまいりましたが、改めて経緯を申しますと、平成25年度の用地（7,898平方メートル）取得後に測量調査設計業務委託を発注し、敷地の測量、地質調査、造成設計を実施し、翌26年度に表土剥ぎや一部盛土を行った造成工事（表土整地）を実施いたしました。調査において、本箇所の土質は含水比の高い粘土性であり、隣接する県道高岡田島線から1メートル以上低地となっているため、排水処理や盛土造成を行い、同県道と同じ高さにして土地の有効利用を図るものとしたところであります。しかし、敷地面積が広いため、造成するための土砂について様々な公共工事の残土を流用する計画でございましたが、土質が悪いなど土砂の確保ができず、造成工事を行うことができませんでした（H27からR1）。この土砂につきましては、県とも度々協議を重ねてまいりましたが、ようやく良質土砂確保の見

通しが立ったことから、令和２年度に表土（黒土）搬出や暗渠排水管の設置を行い、令和３年度から４年度にかけて県事業で搬出した土砂を流用し、盛土の工事を行ったところ。工事後は、自然転圧により締め固め率を向上させ、地盤の安定を図るため、３年程度（令和５、６、７年度）の養生期間として現在措置しているところです。

これまで敷地造成工事を進めてきていたところではございますが、今後の進捗につきましては、国の交付金事業などの状況なども見極めながら具体的な方向性、時期を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） ５番、猪股謙喜君。

○５番（猪股謙喜君） それでは、再質問いたします。

以下、聴取不能部分により要約にて記載。

（ 聴 取 不 能 部 分 ）

○５番（猪股謙喜君） 町長の答弁に対し、令和３年度から４年度にかけて行った盛土工事後の養生期間を３年ほど（令和５、６、７年度）の養生期間としていることに対し、冒頭に質問したとおり現状では、建物を建設できるように見える。

この状況から、令和６年度から着工してもよいのではないか、また着工できなければ令和７年度の予算は考慮するのか。

さらに具体的な方向性として、進出企業の社員も雇用促進住宅が利用可能なのかを再質問した。

○町長（星學君） 猪股謙喜議員の再質問に対し、購入当時の目的等の経緯や１回目の答弁で述べた地質（土壌）の問題についても再度理解を求めた。

ぜひそのことを理解していただいて、私の名前になっているわけですから、契約書。前町長の名前ではないのです、これは。私の名前で契約しているのです。だから、私の責任だとは思っていますけれども、ぜひそのことを考えていただいて、そうした計画に基づいて、基本計画、基本設計、実施設計と、そういう段階を踏まえながらやるのがこの土地にとっていいのではないかと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） ５番、猪股謙喜君。

○５番（猪股謙喜君） それでは、再々質問いたします。

経緯と現状の問題点等も今お聞きしました。それで、私も議員になったときに、あの軟弱地の休耕田を町長が買収したいと、土地を買収して宅地造成したいというときに、こんな土地を取得して、泥濘地で、支持基盤が道路から遠くなるにつれてどんどん深くなっていくと、こんなところに上物を建てられるのかなと疑問を思ったのは事実でございます。案の定やはり、その地質調査もやってはいましたので、道路から遠くなるほど、支持基盤というのですか、それも深くなっていくような状態の話もありましたので、ただ工事によっては軽量物ならば建てられるというような説明も当時ありました、実際。

そういうことで、町営住宅ではなかなか家賃が高くて住めない人たちも、特公賃のほかにこういった住宅があれば、さらに住めるのではないかと。お得感というのですか、町営住宅ではちょっと収入が大きいので、家賃が高くなってしまうという人たちにとっては、お得感があるような住宅ではないのかなというふうに感じた次第でございます。

現状、その住宅自体が下郷では空き家対策ということで実績は上がってきていますが、登録する人も現状でなかなかいないということで、空き家対策も必要ですが、やはりこういった既に宅地化、住宅を建てるための土地を取得してありますので、基本計画から始めなければならないということではありますが、やはりしっかり最後までやっていただきたいなと。それが定住人口に対する、定住したい人に対する住宅の選択肢としての部分の一つかなと思いますので、ぜひとも、今まで1億円かかってしまったと、さらに投資をしなければならないので、よりという言い方は変かもしれませんが、補助金を見つけて、何とかその住宅建設を実現してもらい、一刻も早く供給のめどが立つように頑張っていたいただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 行政の継続性からすると、購入したのは前町長であります、契約の名前は私でございます、それは今話した今までの経過を踏まえまして、やはり買った目的がそういう目的ですので、ぜひ進めていきたいと。それにしても時間はかかると思っています。最近、農振法に基づかない土地を利用して住宅を建てていくという人が多くなって、そういうことによって、除雪だとか、排水だとか、水道水源等のいろいろな不平というのかな、水が流れていないために、排水溝から流れ出るものが周囲に広がってくるというようなこともあって、非常にその改善策も考えなければならないなということでございます、いずれにしてもそういう事業、塩生遠表の事業についてもそうしたものを考えながら進めていかなければならないと。

また一方、考え方を変えれば、宅地分譲することも必要かなと。宅地分譲する場合は、今までやった整地の金額をやっぱり加算すると、付加すると高くなってしまって、時間がかかるのです。ですから、雇用促進住宅なんていうのは、あれが一番よかったのだけれども、それが法律としてもうなくなってしまった以上はできないし、やっぱりどのようにしていくかというのは頭が痛いです。したがって、まず町の起債金額を見ていただければ分かるでしょう。今完全にやっているのは、もう大きいのは大きいのです、令和5年度。大きいのは広域の市町村圏の建物です。それが1億円ぐらにかかると、起債。そのほか町の事業をやっていると、相当の金額が書類見てもらえば分かるので。そういうことの時代ですので、これ財政をあんまり逼迫にしないようにするためには、やっぱり事業を延ばすほかないです。そういうことでまちづくりをしていくと。ただし、社会福祉についてはやっていくということが必要だと思いますから、これはやっぱり遅らせるということとはできないので、そういうことを踏まえながら、あの土地については利用の基本計画をつくっていききたいと思いますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） ありがとうございます。確かに財政のバランスを見て、今後の投資というのを判断をしていかなければならないと。いつの時代もこれから人口がどんどん減って、自主的な町税等の下郷町に直接入る税金等が少なくなる可能性があるものから、財政を見ながらの投資、より慎重にならざるを得ないというのは存じ上げております。ただ、住宅供給を待っている人もいらっしゃることも事実ではありますので、宅地造成までは町長さんが考えていると、それから今その塩生の土地を宅地分譲まで考えて、その経費負担等も高くなるというようなお話もありましたが、あらゆる可能性を排除せずにやはり今後とも検討していつ、期間が長くならざるを得ないというのは今の説明で納得もできます。事業期間が長くなるのはやむを得ないのではないかと思います。引き続き完成に向けて努力してもらいたいと思います。これに関しては、もう既に町長の方針は理解しましたので、ご答弁はよろしいです。結構です。

では、2問目に参ります。一戸建て住宅、賃貸アパートの不足についての質問をいたします。就職や婚姻を機に親との同居をやめて町営住宅に入居したり、他市町村に移り住む住民がいらっしゃいますが、町内に独身者が住める賃貸の住居や町営住宅の家賃が割高感を感じる住民のための物件が少な過ぎるように感じますので、町長はこのことについてどのように感じますか、お答え願います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは次に、大きな2点目の一戸建て住宅、賃貸アパートの不足についてでございますが、公営住宅は公営住宅法に基づき、地方公共団体が整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としております。町で管理している公営住宅は、低所得者向けの町営住宅と中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅の2種類でございます。現在入居状況でございますが、町営住宅が5団地86戸のうち80世帯が入居しており、空き物件は6戸となっております。特定公共賃貸住宅については、14戸のうち14世帯が入居しており、空き物件はございません。

なお、町営住宅は下郷町営住宅管理条例の入居者資格に同居者要件が明記されているため、基本的には単身入居はできません。ただし、特例として60歳以上の者、身体障害者の人、生活保護者等の単身入居は認められております。また、特定公共賃貸住宅につきましては、基本的には所得要件を満たしていれば単身入居が可能であります。家賃につきましては、町営住宅は低所得者向けの住宅であり、近傍同種家賃も積算基礎となっていることから、民間の賃貸住宅よりも低額になるよう家賃設定をしております。令和6年でいいますと、最低家賃は1万1,300円、最高家賃が3万1,100円、収入超過者は7万5,500円納入していただいていると。しかし、年間所得が高額になるなどの理由により収入超過者と認定された場合は割増し家賃となることから、それを理由に民間アパートや賃貸空き家に引っ越した実例もあります。なお、特定公共賃貸住宅については、年間

所得により 4 万 2,000 円、4 万 9,000 円、5 万 6,000 円、6 万 5,000 円の 4 段階の家賃設定となっております。

また、町では、空き家バンクの制度でございますが、空き家の所有者と購入や借りたい希望者を紹介するもので、現在空き家バンクの登録は少ない状況ですが、これまで登録され、成約された多くの物件が新しい所有者により利活用されております。町では今後もこの制度を広く周知し、多くの空き家が利活用できるよう検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 5 番、猪股謙喜君。

○5 番（猪股謙喜君） ご答弁ありがとうございます。先ほどの塩生の件ともかぶるところもございますが、やはり若者、単身者、それから夫婦の住むところというのは、下郷町を出る夫婦も少なからず存在するということから考えますと、どうしても希望どおりの物件がなかなか下郷町に見つからないということに起因するのではないかと思います。そこで、空き家バンクも 10 軒ほどですか、仲介して、はけたというような言い方はおかしいですが、行き先が決まったというような話もお聞きしましたが、ただ登録者がなかなか現状見つけにくいということでございます。それで、やはり住宅、空き家ということだけではなく、空き地、空き家であったがゆえに上を更地にして土地だけにしてしまった宅地というものも近頃見受けられますので、そういったものに対する制度資金なり、なければ逆に会総協とか、そういった団体を通じて国にそういった補助制度等をやはりお願いすると、新設してもらおうというようなことも含めて、空き地、空いている宅地利用という言い方でいいのかなと思うのですが、そういった土地の利用も含めて住宅の供給を考えていただきたいなと思います。

それと、なかなか難しいのですが、民間による投資です。下郷の場合はほとんどありませんが、西郷村などはやはり民間によって造成、それから一戸建ての分譲も含めて大分進んでおります。そういったのを求めてよそから集まってきた人たちもいますし、震災を機に西郷に定住を決めた人たちがそういったことで西郷に住みつくといい部分もあって、相乗効果でそれだけの宅地が増えたのかなということはございますが、なかなか下郷の場合は、隣接とはいえ、会津若松市も西郷もイメージ的に遠いイメージがあります。三、四十分走れば会津若松市内にも届きます。西郷にも 4 号線辺りまでにも届くのですが、なかなか峠を越え、トンネルを越えての通勤となると、下郷から通うのかというようなイメージもやはりありますので、そういったイメージ戦略というのは、イメージがなかなか悪いというのを払拭しないと、下郷によそから来て、下郷に家を構えてよその町村に通勤するということまではなかなかいけないのではないかなと。そうなってくると、やはり地元、せいぜい南会津町の田島地区までが通勤圏内なのかなというような、実際はそんな感じがします。

下郷の住民であれば、逆に先ほどあった磐梯町のシグマ辺りまで通っている人は実際いらっしゃいますから、そこら辺はいるのが事実ですが、よそから来て数十キロ通勤するというのはなかなか考えられませんので、やはりターゲットは町内、隣接の田島地区が主で、あとは宣伝によって田舎暮らしがいいよという方ぐらいしか住んでくれないの

かなと思いますので、どういった需要があるのかというのもやはり調べなければなりませんが、取りあえず空き家バンク登録者をいかにして増やすか、それから宅地化を希望する人に対して補助制度なんかがあれば、うちの荒れ地を宅地として提供してもいいというような人があれば、そういった造成に対する補助等も場合によってはあってもいいのかなと考えますので、そこも含めて、空き地の利用、宅地化に対する補助も含めて検討されてはいかがかと思いますが、どういったお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大変貴重なご意見いただきましてありがとうございます。若者、単身者が生活できるように、これは私の願っているところでございまして、下郷町でそれが遅れてきたという、遅れてきたという言葉は使いたくないのだけれども、やっぱり農振法にかぶっているということが一番大きな原因なのです。農振法を解除するには全体を見直せということを県から言われていまして、その作業が進んでいない、作業が進んでいないという言葉も当てはまらないのだけれども、なかなか難しいところがこれがあるのです。ただし、新しい道路を造った場合には、要するにその新しい道路の右、左を農振区域から外してもいいですかと県のほうに聞くと、それは認めてくれるのです。例えばこの下タ原5号線、役場前から農協へ行く道路、下タ原5号線というのですが、あのときに解除をしていただきました。ですから、何軒か建てているはずですが、土地の改良はしなくてはならないですが、そういう経過もございました。そんなことで、これから道路改良をしていくところで空き地があるということがございますから、ぜひ単身で入居できるような方法を検討して、そしてスムーズに実行できるように考えていきたいと思えます。土地事業についてももう少し空き地を利用したもので、幾らかでもそういう事業が展開できる。

下郷町は今、会津縦貫南道路の湯野上バイパスが完成しますと、芦ノ牧から小沼崎区間は若干トンネルや傾斜がきついところの山がありますけれども、下郷、若松間はそうしたことになるかと30分、今まで40分ぐらいかかっていますけれども、10分は短縮できるのではないかと。そうすると、下郷町に住んでも若松に住んでも、通勤距離としてそうは変わらないという条件になってくるはずですが。ですから、そのときにこの農振区域を外していただく方法を考えないと駄目。それを町でやるのか、今言ったように民間企業にお願いするのかということも考えなければ。民間の不動産会社だったら、条件がよければ入ってきます。なかなか民間企業となると、地権者があんまり納得しないと思うのだ。やっぱり行政が入って、そして仲介に入っているいろいろなことをやっていただくということが必要ではないかと思うのですが、公示価格だと3分の1、5分の1というのが大体若松と下郷の金額の差です。ですから、若松で土地を買った面積の3倍は下郷町で買えるというようなことになるのです、公示価格でいうと。評価額は実際見ていないから、分からないですけども、そういうことを考えれば、今縦貫南の道路が完成すれば一番いい条件だと。ただ、雪の心配はありますけれども、雪の心配は除雪作業をちゃんとすれば、そんなには問題ないと。四季がはっきりして住みやすい土地になることは

間違いない。ただし、その湯野上バイパスがいつ完成できるか、ちょっとまだ発表されていけませんので、そういうことはありますが、いずれにしてもそれを考えなければならぬというのが喫緊の課題であるということは間違いないと思います。

それから、造成補助となると、なかなかこれ難しいです。やっぱり国のそういう制度ができるようになればいいのですけれども、確実性がないと、造成補助しますよと言ってやらなかったらどうしようもないですね。だから、これはやっぱり十分に裏づけ調査が必要であると思います。

それから、今現在やっぱり土地を見つけにくいということですので、ぜひ今空いている土地を利用して、そうした宅地化にしていくということが一番必要かなと。遠表もそうだし、我妻製材所の跡地もそうだし、姫川住宅も当時は24世帯入っていたのですが、8世帯まだ入っていない。そういうことで、ぜひ進めていく必要があると思います、定住促進。ですから、そういうことをひとつ……

○議長（湯田健二君） 残り5分となります。簡潔にまとめるよう努めてください。

○町長（星學君） 説明を終わります。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） ありがとうございます。時間も少なくなりましたが、人口、人が住むというのは住むところ、家が必要となりますので、住宅問題というのはやはり最重点項目の一つかなと。働く場所もそうですが、まずは住むところの用意というのにも必要かなと思います。その辺、重点的に考えていただきたいなと思います。

なお、私は本日3問質問を予定しましたが、山名田議員と質問が大変かぶっておりまして、町長のご答弁も私が聞きたかったことのほとんどを山名田議員にお答えしていただきましたので、私の質問は取下げというような形で結構ですので、議長、よろしく取り計らいお願いいたします。

○議長（湯田健二君） はい、分かりました。

○5番（猪股謙喜君） 以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○5番（猪股謙喜君） ありません。

○議長（湯田健二君） これで5番、猪股謙喜君の一般質問を終わります。

ただいまより休憩します。（午前11時57分）

○議長（湯田健二君） 再開します。（午後1時00分）

次に、1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 1番、渡部哲です。まず最初に、シルバー人材センターの必要性についてお尋ねしたいと思います。

現在60歳を超えている人がたくさん町にはいて、仕事がなく困っている高齢者が増えていると思われます。今まで培ってきた技術やノウハウを持っている方々なので、簡単な除雪や除草、障子張りとか雨戸直し、各地区の簡単な農作業などの軽作業の手伝いなどの細々とした仕事がたくさんあると思いますが、ほかの市町村にはシルバー人材セ

ンターがあるのに、我が町には今ないような状態であります。もっともっと高齢者の知恵と経験を利用すれば、町の活性化につながると思われます。町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、1番、渡部哲議員のご質問にお答えします。

1点目のシルバー人材センターの必要性についてでございますが、シルバー人材センターにつきましては、高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織と位置づけられております。原則として市や市町村単位に設置されており、基本的には県知事の指定を受けた法人で、それぞれが独立した運営を持っています。豊富な知識や経験、技能を持っている定年退職した高齢者世代がそのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的または簡易な業務を提供し、ボランティア活動などの社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現と社会生活の福祉の向上に貢献されることを目的としております。

全国シルバー人材センター事業協会の統計によれば、全国のシルバー人材センターで作業を請け負う登録会員数は、全国的に高齢化が進み、高齢人口が増加している中、減少傾向にあるようです。その背景には、コロナ禍による影響もあろうかと思いますが、雇用と年金の接続の観点から定年の年齢が60歳から65歳まで延伸しつつあることや、健康寿命の進展から65歳を超えても自身を高齢者と捉えない、活動的で若々しい考えのシルバー世代が増加していることなどが背景にあるものと考えられております。また、シルバー人材は基本的には収入を目的とした組織でないため、利用料も割安であることが特徴となっております。高齢者の生きがいづくりに重点を置いているため、作業による報酬も安価に設定され、最低賃金を下回っても問題はなく、賃金を得る場として参加する方にはミスマッチが生じているケースもあるようです。

なお、シルバー人材センターの立ち上げには、高齢者の作業の確保のみならず、専属の事務局職員を置いて運営しなければならず、その人件費や経常経費など数百万円の新たな予算財源が必要となります。本町においても少子高齢化が進む中で、各地区の老人クラブ数は減少する傾向にあり、加入年齢に対しても加入を断るケースも多々あると伺っております。そのため、現状では人材の確保も難しいものと考えられるところでございます。しかしながら、町として高齢者の方の生きがいの場や就労の場の提供という観点からは有効な施策と考えられますので、今後も需要と供給のバランス等を考慮しながら慎重に検討してまいりたいと考えますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） やっぱり昨今の経済の低迷は、我々の生活に如実に物語っていると思います。町は活力がなくなって、元気が感じられません。何か一つの手段として、雇用の場を設けるシルバー人材センターの導入について検討してもらえば、町の活性化、高齢者の健康で生きがいのある生活を営むことができると思い、提案したものであります。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 確認しますけれども、シルバー人材センターの組織をつくってほしいというような再質問と受け取って、私の答弁をいたします。

町に活力を与える、まちの活性化を高齢者の方々にお願いしたいということですが、もう当然でございます。今定年制が60から65歳までになっていますので、60歳を過ぎた方も、役場の職員でいえば再雇用をしていただいて、満65歳まで勤めていただくということを本人が申し出れば、雇用しているわけでございます。また、簡単な労務の関係で、除雪、除草関係、障子の張り、雨戸の直しということですが、除雪作業については毎年募集をかけて、高齢者の方々に対しての除雪作業を実施しておりますし、今年から観光公社で除草に関する募集を行ったところ、14名の方が応募をされたと、公募して応募されたということです。そうした事業展開もできるのではないかと。取りあえずは観光公社の部分は、観光公社の施設について管理している分について一応実施していく予定でありますけれども、町民の方々からそうした要望がございましたらば、ぜひお手伝いをしていきたいなと、こう考えておりますし、多少なりとも負担金は必要となりますけれども、それに見合った賃金も払わなければならないということで、最低賃金だけは守っていききたいということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君。

○1 番（渡部哲君） 農作業につきましても、畑になったり、田んぼになったり、そういった農作業、各地区のU字溝敷設や、あとグレーチングとか、そういうものをかぶせたり、各地区も今高齢化して、なかなかできる人がやっぱり少なくなっているのです。そういったシルバー人材センターというか、それほどまだ年のいっていない人たちを活用して、そういった農作業の手伝いなんかもできると思うので、そういったことも検討していただきたいと思って提案しました。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 農作業の手伝いということになると、個人の農業の生産を上げるためにシルバー人材センターが必要だということになると思うのですけれども、それはシルバー人材センターを設置している町村の目的、国の目的からすると、ちょっと外れているというような感じを受けますので、その辺はもう少し考える必要があるのではないかと思いますし、U字溝の設置だとか、そうした各行政区で行っていることが果たしてシルバー人材センターで行うべきものなのかどうかというのは、また考えなければならない。やはり農道だとか用水路だとかは、その地区の人たちが管理していただくというのが基本原則なので、その辺はシルバー人材センターを設置してやってくださいということとなかなか難しくなってくるので、その辺のすみ分けはしていかないとやっぱり駄目ですので、そうしたことを考えながら我々としては、町としては検討せざるを得ない。ただ、今議員がおっしゃっているようなことだと、なかなか人材センターの仕事

にはならないのではないかと私は思っていますので、その辺はもう少し煮詰めていったらどうかなと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君。

○1 番（渡部哲君） 各地区の農業の作業は取消しといたしても、やはり除雪、除草、障子張りとか雨戸の直し、高齢者の、そういったことに関して手伝って、ボランティアで手伝うというか、60過ぎた人だから、年金はあれでもらっているんで、そんなに報酬は高くなくても、時間的にも短くても結構やっていけると思うので、そういった方向で進んでもらいたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 除雪関係については、町で高齢者の除雪対応でやっていますので、若い人に限らず、古い人でも募集をかけてやると。その除雪対応を多くするか、しないかと、人員を多くするか、しないかと、最近はどうも雪が少なく、休みの日が多いようですので、その辺はどうなのかなという気は、ちょっと問題があるので、その辺も考えながら。

あと、除草については先ほど公社のほうで募集をかけておりますので、公社の管理施設以外でもやっていく考えを持っていますから、そういうところで実施してはどうかと。ということになれば、総務管理費なんかは使わなくても実行できるということになっていきますので、よろしくご理解ください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君、答弁に対する質問をするようにお願いします。

○1 番（渡部哲君） だから、今おっしゃったとおり除草とか、そういう軽作業を中心に、結構高齢で独りで住んでいる方とか、いろいろいるもので、そういう人たちに奉仕の意味で、報酬云々というよりも、そういったことを手伝ってもらいたいと思って提案しているわけなのです。

（何事か声あり）

○1 番（渡部哲君） では、いろいろ何か線引きがなかなか難しいので、前向きに考えて検討していただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、高齢者の支援事業についてはいろいろ考えながら、今までやってきた以外についても実行できるような方向を、住民福祉の立場からすればそうした高齢者福祉の事業を考えていくことになろうかと思いますので、その辺は執行部の我々のほうで協議していきたいと、こう思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君。

○1 番（渡部哲君） 分かりました。

では次に、2番、都市計画の導入について。隣の南会津町は、早くから都市計画を取り入れたので、今バイパス、警察署通りに大型店舗が進出して、町があか抜けて活気に満ちあふれていると我々は感じることができます。我が下郷町には、役場庁舎を造る段階においてそういう計画はなされてこなかったのか。効率的な町の発展を願うならば、住居地域や商業地域に用途別に線引きするのが普通の町が行っていることだと思います。今後の町の方針をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、大きな2点目の都市計画の導入についてでございますが、都市計画法について若干説明しますけれども、都市計画施行令には都市計画区域に係る町村の要件というのがある。第2条、法第5条第1項の政令で定める要件は、次の各号の1に掲げるものとするを書いてあるのですが、この3点ほど、5つほどあるのですが、3点申し上げますと、当該町村の人口が1万人以上であり、かつ商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業者数の50%以上であること。2番として、当該町村の発展の動向、人口及び産業の将来の見通しなどから見て、おおむね10年以内に前号に該当することとなると認められること。当該町村の中心の市街地を形成している区域内の人口が3,000人以上であること。施行令の第2条には、このように決められております。

それで、おただしの件ですが、以前役場庁舎建設に併せて、平成8年度に都市計画区域について福島県や当時の田島町と協議を行っておりました。当時の記録を見ますと、南会津郡市圏として、圏域として、圏内として田島都市計画区域を下郷町まで拡大するよう田島町と協議を行っておりました。田島町では、田部原地区までの区域指定がされていまして。長野地区までの追加指定が計画がないことから、南会津郡市圏としての都市計画区域指定ができなかった経緯がございます。また、都市計画区域は都道府県が都市計画法に基づいて指定しているもので、町単独で計画設定ができないか福島県と協議した結果、中心市街地集中人口3,000人以上などの要件があることから、単独での都市計画は困難な状況でありました。都市計画法施行令によりますと、当該市町村の人口1万人以上や中心市街地を形成している地域内の人口が3,000人以上などの要件があり、指定する区域に該当していませんので、都市計画地域及び用途地域を指定することは現在難しい状況であるということでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 先ほども町長さんは申したのですが、高規格道路ができて、それで極端な話、若松のベッドタウンとか、そういうふうになる可能性があるというような話だったのですが、やっぱりなおさらそういうあれだったら、そういうものに付随して都市計画入れることはできないのかなと。やはり町を大きく発展させるには、そういう大型店舗とか、いろいろ入ってきたほうが栄えると思うのですが、そういったご見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 先ほどの議員のときにも若干話しましたがけれども、前段の都市計画法に基づく都市計画区域には当てはまらないということをご理解いただきたいと。ただ、今の質問ですと、要するに湯野上バイパスができたときにそういうことを町長は答弁したというようなことになっていきますけれども、それは当然湯野上バイパスが完成するか、しないかのときには、やっぱりそうした考え方を持つことが必要だということで答弁しているわけなので、農振法をかぶっているところを農振法を外さなければならない。ですから、新しい道路ができたので、その周辺については農振の網を外してもらいたいということは、可能性としてはお願いする可能性はできると思います。どのような面積になって、どのような方法でやるかということは、これから手段の話、県との協議が必要だと思いますけれども、そうした展開は必要かなと思って、先ほどの答弁には話したと。ただ、都市計画法に基づく計画はできないということは、先ほどの答弁のとおりであります。

以上です。突き放したような答弁になりますけれども、現実的には法的には無理だということです。

○議長（湯田健二君） 1 番、渡部哲君。

○1 番（渡部哲君） 農業振興地域ということで、農振の縛りがきついということみたいなのですけども、その辺をやっぱりこれから高規格道路ができたりなんかすることによって、地域の発展、そういうことを願うならば、そういうものをやはり縛りから外すように町としてはやってもらいたいということで、私の質問は一応これで終わります。

○議長（湯田健二君） 答弁はよろしいですか。

○1 番（渡部哲君） あといいです。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○1 番（渡部哲君） ないです。

○議長（湯田健二君） これで1 番、渡部哲君の一般質問を終わります。

次に、9 番、星邦一君。

○9 番（星邦一君） 9 番、星邦一。最後の質問、大トリでございます。通告どおり一般質問を行います。

下郷町特産品の推奨について質問いたします。町は、農業と観光業を主産業としているものの、農業は衰退の陰りが見え始めています。全国的な人口減少、そして少子高齢化が進む中で、本町にとっても人口減少率、高齢化率は全国平均を上回り、そのような中で高齢者の方々が農業に長く携わっていくことは難しく、次の世代になる新しい農業従事者の確保が急務であると考えます。

新型コロナが5 類に移行されて1 年が経過し、先月の大型連休には多くの観光客が本町を訪れ、大内宿周辺では渋滞が発生するなど、コロナ禍以前の活気やにぎわいが戻りつつあります。大内宿をはじめ、本町にはたくさんの飲食店がのれんを構え、中でもたくさんのそば屋が人気を博しています。このそば屋を提供するに当たっては、ネギが必

須であります。各店舗では、町内の農家から仕入れたり、自家栽培で賄ったりするなどの工夫をしていますが、それらだけでは間に合わず、町外から仕入れているのが現状です。以上のような状況から、町としてネギの生産を奨励し、特産化していくことを提案いたしますが、町長の考えを伺います。よろしくをお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、9番、星邦一議員のご質問をお答えします。

1点目の下郷町特産品の奨励についてでございますが、議員おただしのとおり、少子高齢化による離農者は増加傾向にあり、町では次の世代となる新しい農業従事者の確保のため、集落営農組織の法人化や担い手となる農業法人及び認定農業者等への農地の集積、集約化を推進しているところであります。

ご質問のネギの生産奨励につきましては、下郷町の農業再生協議会における水田収益力強化ビジョンにおいて地域の振興作物として位置づけ、転作支援を実施するとともに、同協議会における頑張る農業支援事業の地域特産作物栽培支援事業補助金において、ネギ生産に係る生産資材及び種苗代についても助成を行っております。また、現在進めております大松川地区の圃場整備事業においても、整備された畑で農事組合法人大松川ファームがネギを大規模に生産する計画もあり、これによる他地区への波及効果も考えられます。そばを特産としている本町において、ネギの需要は高いものと理解しておりますので、今後も引き続き生産奨励についていく所存でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ありがとうございます。大松川地区で大規模にネギを作付している話は私も聞きました。以前、成岡ネギも甘みがあって有名でした。町長がおっしゃっていた生産を奨励していくことは大切なことですし、ありがたいことでございます。

本町には、東北でも有数の観光地、大内宿があります。名物はねぎそばです。それを目当てに観光客が来ております。今年2月の朝日新聞の記事に、会津総合開発協議会という会の講演会に星野リゾートの社長が来られまして、喜多方と会津若松、そして本町の大内宿、これが北海道のニセコや旭川と変わらぬさらなる観光客が呼び込めると言っておられました。それを踏まえ、本町が奨励するそばとセットで売り込むことができ、町内消費だけでなく町外にも販売できる利点もあり、害虫や鳥獣の被害も少なく持続可能なネギを、奨励ではなく、特産品に位置づける考えはできないでしょうか、町長に伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 大松川の圃場整備に特産品、成岡のネギが昔から有名だと、大内ではねぎそばが有名であると、そんなことから、さらなる観光地特産品として、そばとセットして町外までも支援する、売っていくということの質問かと思えます。まず、私は、農業再生協議会で地域特産物栽培支援事業補助金というものの中にこの補助事業は入って

いますから、再生協議会において、町はもちろんそうです、町が事務局ですから。当然この再生協議会の中の頑張る農業の中で事業を展開していくということが今現在行われているので、もう少し奨励品として、あるいは特産品として扱うことになれば、ぜひ再生協議会の役員会で議論をしていただいて、生産者が多くなり、そしてねぎそばを大いに食べてもらうというようなことを願って、この頑張る農業の支援補助金についての検討もさせていただきます。ぜひそのようになるように町としても考えておりますので、ご理解をひとつお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 私がなぜネギを提案したと申しますと、大内宿ではねぎそばがほとんどで需要があります。ネギ栽培は、小規模経営であれば専用の機械導入も必要もなく、高齢者にとっても比較的取り組みやすい作物だと思っております。ただ、難題は販売と集荷なのですけれども、町が多額の補助金を支出している観光公社や道の駅でもこのネギは必要であります。例えば観光公社が農家を回り、集め、飲食店は観光公社から仕入れるなど工夫も考えられます。観光公社や道の駅、いわゆる第三セクターであり、町はただ赤字補填するではなく、こういった高齢者農家のために間接的補助支援をしていくことも必要ではないかなと私は思いますが、町長の考えを伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 頑張る農業支援事業の補助金の拡充は先ほど答弁しましたけれども、間接的な補助となると、公社及び道の駅、販売促進のためのそういう質問だと思いますけれども、販売をしますますネギ生産が足りなくなれば、生産者に申し上げることもできますので、間接的というよりは両方、需要と供給がバランスが取れるようにして、ますますネギを生産して収入が上がるという方法を再生協議会あるいは町の農業振興の策としてやっぱりやっていくことが必要かなと、こう思います。間接的でなくても、実際この中身を検討して、どのような需要があるかということになれば、当然それは奨励品としてしっかりやっていくように取り組まなければならない、こう思いますので、今年度の再生協の中で協議していくということをここで答弁させていただきます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 会津若松ではネギの栽培が盛んなのです。でも、今会津で高温になっているために、ネギ栽培もよくないという話が聞いております。ですので、南会津ではアスパラガス、南郷トマト、昭和村ではカスミソウといった特産品がありますので、下郷町も、本町も負けないう早急に動いてもらって、町としてやっていただきたいと思えます。

それでは、2問目に移らさせていただきます。肥料高騰に伴う農家への支援について質問いたします。本町において農業と観光業は主産業であり、これまで新型コロナ対策などの観光業や商工業への支援は、ほかの市町村と比較してもより手厚い支援がなされ、

関係機関の持続的な経営に多大なる貢献がなされたものと考えます。しかしながら、農業を営む農家においては、コロナ禍と併せてウクライナ情勢による肥料の価格高騰が大きな打撃を与えております。国や県、そして町から補助が出ておりますが、今もなお続く価格の高騰で各農家は悲鳴を上げており、離農者が増え、遊休農地が増加している一因となっております。このような事態を踏まえ、本町の主産業の一つである農業を維持していくために、社会情勢を加味した各農家への支援を手厚くしていくことが求められると考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） それでは、次の２点目の肥料高騰に伴う農家への支援でございますが、おただしのとおり、肥料価格の高騰につきましてはピークが過ぎたものの、いまだに高止まりが続く状況となっております。この原因は、いろいろあるのですが、中国による肥料の輸出の制限が行われて、それからロシアによるウクライナ侵攻に対するロシア、ベラルーシの経済制裁によって輸出が停滞していると、この原因である、この非常な高騰は。そして、海上運賃の上昇も影響しています、この高騰しているのは。そしてまた、最近では急激な円安が進行して、さらなる価格上昇が続いているという状況の中でございまして、肥料価格の高騰対策事業は令和４年６月から令和５年まで続いておりますが、待ったなしです、農業は。そうした意味で、この肥料の原料、要するに石油、石炭などエネルギーの原料、リン鉱石、カリの鉱石などは国産原料はほとんどないと言ってもいいと。ですから、高騰してしまうのは当然なのです。

その中で、今回５月の２３日には会総協でもって要望活動をしました。要するに農業の振興についてと、いろいろの中身はあるのですが、内容は１１項目まで入っている内容ですので、これも令和６年には引き続き、５年で終わらなくても、やはりそうした展開をしていくということをお約束します。要するに現在のところ、国、県において農家の皆さんに対する直接的支援策は打ち出されておられません。会津総合開発協議会を通じて国への働きかけを行っているところでございます。

長引く肥料価格の高騰対策としては、国では食料・農業・農村基本法の改正を行い、輸入肥料に頼らずとも持続可能な農業生産を展開するために、化学肥料を低減した有機肥料等の施用を推奨しており、有機肥料等を使つての農業の生産をとということですよね。当町では、農業再生協議会においても有機肥料の購入支援を実施しておりますので、本事業を活用していただき、農家の皆さんの負担軽減につなげていただければと考えております。いずれにしても、会津総合開発協議会でなくても、南会津部会でもこの件は当然県、国に要望してまいります。ほかにも数多くの支援制度を設けておりますので、農業生産活動の一助となるように農家の方に幅広く周知を図ってまいりまして、肥料高騰につきましては、消費が若干上がりつつあると公表されておりますが、農作物価格上昇や経営安定対策等の交付単価の増額、各種農業情勢を勘案し、他産業とのバランスを考えながら、考慮しながら、引き続き国や県への要望をしてまいりたいと思いますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（湯田健二君） 星邦一君。

○9番（星邦一君） 今伺った会津総合開発協議会ですが、そこに要望していると言っているのですが、ちょっと詳しくお聞かせ願えればありがたいです。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 会津総合開発の要望活動について毎年行っているわけですが、会津を拓く重点要望事項として、会津総合開発協議会というのが17市町村で組織されて、そしてその中の要望の中には、農業の振興について、これの前段があって、記として、食料安全保障対策の強化、水田農業経営安定化について、それから畑作物の本作化対策についてと、それから農業生産資材高騰対策について、それから農産物輸出、風評対策について、農業農村整備事業の推進について、それから農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮について、農業資源等を生かした交流人口の拡大について、新規就農者育成総合対策について、地域農業を支える担い手への支援について、強い農業づくりの総合支援交付金採択要件の緩和について、この11項目にわたって県、国に要望していると、これが現実でございまして、その中身についてはここに書いてあるとおりでございしますが、後からコピーでもして、最終的にはこの皆さんにお渡ししたいと思います。中身はここでしゃべってもあれだから、11項目だけ今話しました。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 11項目、今後とも強く要望していただきたいと思います。

先月の新聞で、昨年の県内の水稻作物面積というのが記事に載っていました。減少した市町村は9つという中で、本町が入っておりました。本町は、小規模農家が大多数であり、そのほとんどが高齢者であります。大規模農家による大規模栽培というのを奨励する国に合致はしておりません。下郷町独自の対策やさらなる支援を行っていく必要があると感じますが、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 肥料高騰に伴う農家への支援についての項目だけの答弁をさせていただきましたけれども、これは事前の質問要旨からちょっと外れますけれども、今邦一議員がおっしゃったように、農業の支援については、町は農業振興区域です。ましてやそこに観光がつながっていると、商工業もそれにつながっているというのが基本で、農業振興地域なのです。これによって農業の生産を上げようとしたのが、東北農政局がここに、下郷町に来て、幹線道路を造って、そして今それが観光産業に非常に役立っているということは現実的でございますから、今後とも農業振興には力を入れていかなければならない。当然特産品の奨励、あるいは肥料高騰に伴う農家の支援、これは当然だと思います。そんなことでひとつ、質問要項には入っていませんけれども、農業振興については農業再生協議会を通じて予算化もしていますけれども、まだまだ十分でないとするれば、

それは農業再生協議会の役員会の中で大いに議論していただいて、ネギも、そして観光も、そばも、そうした需要がたくさん出るように、特産品になるように頑張っていかなければならないと感じておりますので、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 申し訳なかったです。

昨年でしたか、町単独の補助金というのが出ておりました。ただ、南会津町や只見町に関しては、町単独の補助金というのが上限を設けなかった。ただ、下郷町では認定農業者の上限が30万円、その他の農業者は上限15万円という線引きをしました。その上限を決めたというのはどんなことだったのでしょうか、伺います。

（何事か声あり）

○9番（星邦一君） 申し訳なかったです。これは次回ということで。申し訳なかった。

（何事か声あり）

○9番（星邦一君） 分かりました。

それでは、肥料高騰でやっぱり農家に支援をしなくてはいけないということだったので、今年の秋にもまた肥料、農薬というのが上がるような話があります。農家にとっては死活問題でございます。農業と観光を基幹産業としている本町ですので、ぜひとも早急に検討し、対応していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（湯田健二君） 町長、星學君。

○町長（星學君） やはり今、令和6年度の肥料高騰についての国の補助というものがまだ示されていないというような状況の中で、今度の予算の中に入ってくるのか、これを確かめる。普通は、国の予算というのは6月頃分かるのです。今、国会で議論はしているのだけれども、いろんな議論をしているので、それは分かりませんから、恐らく国の予算は、普通我々の職員の時代は6月の補正に上がると、これが国の補助制度の中身なのです。ですから、今入っている国の予算の中にそれがあるのかどうかも見据えながら、そして町の農業振興対策を図っていききたいと、こう思いますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） それでは、県の予算というか、国の予算分次次第、早急に対応していただきたいと思います。

これで一般質問を終わります。

○議長（湯田健二君） 答弁漏れはございませんか。

○9番（星邦一君） ないです。

○議長（湯田健二君） これで9番、星邦一君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第２ 休会の件

○議長（湯田健二君） 日程第２、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日６月１２日は議案思考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、明日６月１２日は休会することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議は６月１４日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。（午後 １時５４分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和６年６月１１日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和6年度下郷町議会6月会議会議録第3号

招 集 年 月 日	令和6年6月10日			
本会議の日程	令和6年6月10日から6月14日までの5日間			
招 集 の 場 所	下郷町役場議場			
本 日 の 会 議	開議	令和6年6月14日 午前10時00分		議長 湯 田 健 二
	散会	令和6年6月14日 午前11時43分		議長 湯 田 健 二
応 招 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	1 番	渡 部 哲	2 番	星 昌 彦
	3 番	佐 藤 勤	4 番	湯 田 純 朗
	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
	7 番	大 竹 浩 治	8 番	星 和 志
	9 番	星 邦 一	10 番	山名田 久美子
	11 番	星 能 哲	12 番	湯 田 健 二
欠 席 議 員	なし			
会議録署名議員	5 番	猪 股 謙 喜	6 番	小 玉 智 和
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	室 井 哲
	参事兼総務課長	湯 田 英 幸	総合政策課長	佐 藤 英 勝
	税務課長兼会計管理者	玉 川 清 美	健康福祉課長	湯 田 浩 光
	農 林 課 長	猪 股 朋 弘	参事兼建設課長	玉 川 武 之
	教 育 長	湯 田 嘉 朗	教 育 次 長	只 浦 孝 行
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	荒 井 康 貴	書 記	室 井 徳 人
	書 記	玉 川 和 哉		
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

令和6年度下郷町議会6月会議議事日程（第3号）

期日：令和6年6月14日（金）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 報告第9号 令和5年度下郷町一般会計の繰越明許費について
日程第 2 議案第1号 監査委員の選任について
日程第 3 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 4 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 5 議案第4号 下郷町有バス購入契約について
日程第 6 議案第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第1号）
日程第 7 議案第6号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 8 議案第7号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情

- 追加日程第 2 議員提出議案第1号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

- 追加日程第 3 令和6年度行政視察について

散 会

(会議の経過)

○議長(湯田健二君) おはようございます。

6月会議の説明のため出席を求めた町民課長、室井節夫君が所用のため本日の会議を欠席いたしますので、ご了承願います。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。(午前10時00分)

お知らせいたします。本日の会議日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

お知らせします。議場内気温が上昇してきましたので、脱衣を許可します。

日程第1 報告第9号 令和5年度下郷町一般会計の繰越明許費について

○議長(湯田健二君) 日程第1、報告第9号 令和5年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) おはようございます。1ページを御覧ください。報告第9号 令和5年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、令和5年度3月会議においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

2ページを御覧ください。総務費では大内宿駐車場整備事業、商工費では物価高騰対応緊急支援プレミアム商品券事業、土木費では橋梁補修事業(小坂橋)及び橋梁補修事業(歳神橋)、合わせて4事業で3,682万円を令和6年度に繰り越したものであります。よろしくお願いいたします。

○議長(湯田健二君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

9番、星邦一君。

○9番(星邦一君) ただいまの令和5年度の下郷町の一般会計の繰越明許費ということで説明ありましたが、これは令和5年度の予算で繰り越された事業ですとのことで、私も今年の4月に議員となったために、3月の議会で繰り越した際の説明というのは聞いておりませんので、概要をちょっと説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(湯田健二君) 答弁を求めます。

総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長(佐藤英勝君) 9番、星邦一議員からご質問のございました、繰越明許費の概要ということでご質問でございます。総合政策課所管の2ページの表の上の2点、大内宿駐車場整備事業、物価高騰プレミアム商品券に関して概要のほうをご説明をさせていただきますと思います。

まず、大内駐車場に關しての部分になりますが、こちらについては大内駐車場の有料

化を検討する業務委託のほうを令和5年度予算で執行しております。5年度内に完了する契約を受注者のほうと契約のほうを締結させていただきましたが、令和6年の1月1日に発生いたしました能登半島地震の影響によりまして、受注者側のほうでそちらのほうの災害応援協定に基づく応援が必要だということから、年度内での事業完了が難しくなったため、契約期間を延長し、前払い金の残り465万円分を6年度に繰り越したというふうな内容になっております。

2点目のプレミアム商品券事業につきましては、毎年商工会のほうで実施しております事業になりまして、10万円に対して20%分を付与して補助金を支出しているものになりますが、こちらにつきましては国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金というふうなものを財源としておりまして、こちらのほうの交付スケジュールが例年年度末にずれ込むことから、令和5年度内の執行が難しく、こちらも令和6年度に事業費そのものを繰り越したというふうな中身になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいま9番、星邦一議員のご質問にお答えしたいと思います。

下の土木費関係でございますが、橋梁補修工事ということで、小坂橋、こちらは木令と杉ノ沢の間にあります橋でございます。こちらにつきましては、伸縮継ぎ手装置の納期につきまして、工事を予定しておりましたが、こちらの納期につきまして当初予定していた納期より2か月程度期間を要するということで、当初の契約期間内での施工が困難となりましたので、繰越予算という形で実施させていただいているところでございます。なお、繰り越した分につきましては、4月26日に工事が完成しておりまして、5月8日検査、引渡しという形で工事は完了している内容となっております。よろしくお願ひします。

もう一点の大内の食の館の後ろにあります歳神橋、これ人道橋ということで、人が渡る橋でございますが、こちらにつきましては国の12月補正の追加予算におきまして事業化した事業でございます。交付決定日が令和6年の1月26日ということであったため、年度内の完了が難しいということから、3月議会におきまして債務設定のご承認をいただき、2か年工事で発注を行っているところでございます。なお、契約は6年の3月25日ということで、現在進めている内容となっております。よろしくお願ひします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

ほかにご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願ひします。

これで報告第9号 令和5年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

す。

日程第2 議案第1号 監査委員の選任について

○議長（湯田健二君） 日程第2、議案第1号 監査委員の選任についての件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により星昌彦君の退場を求めます。

（2番 星昌彦君 除斥）

○議長（湯田健二君） お諮りいたします。

本件につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第3項の規定により議案の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号 監査委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第1号 監査委員の選任についての件を採決します。

4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 表決による採決を提案します。

○議長（湯田健二君） この採決について、投票による表決、無記名単独。

（「はい、結構です」の声あり）

○議長（湯田健二君） ただいま湯田純朗君から無記名投票の要求がありました。

賛成者の起立を求めます。

（「無記名投票の要求じゃないです。表決による投票ですよ。表決ですよ。今提案者が望んだのは表決とおっしゃいました。無記名投票とはおっしゃらなかったですよ」「表決の方法ですね」の声あり）

○議長（湯田健二君） その表決の方法はいかなる方法にしますか。

4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） 起立で結構でございますので、よろしくお願いします。

○議長（湯田健二君） ただいま4番、湯田純朗君からの起立採決の要求がありました。

賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（湯田健二君） 2人以上に達しておりますので、起立採決は成立しました。

よって、議案第1号 監査委員の選任についての採決は起立採決により行います。
これから議案第1号 監査委員の選任についての件を採決します。
この採決は起立により行います。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(湯田健二君) 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

星昌彦君の入場を求めます。

(2番 星昌彦君 入場)

日程第3 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(湯田健二君) 日程第3、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りします。本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第3項の規定により議案の説明を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

9番、星邦一君。

○9番(星邦一君) 固定資産評価審査委員会委員の選出なのですが、10日の町長からの説明で、選任の理由が星達生さんに関しては現在も委員をやられているということだという話だったと思うのです。反対ではないのですが、どういう経歴、職歴からふさわしいという基準というのは設けてあるのか、なければ前回星さんを選任した理由などをちょっと教えていただければありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(湯田健二君) 答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長(星學君) 再確認で、9番は星達生さんの選任事由ということでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○町長(星學君) 達生さんだけです。

(「はい」の声あり)

○町長(星學君) 達生氏は、商工会勤務が大分長かったです。商工会の事務局長まではいかなかったのですが、町内の商店の指導だとか、そういう地域に詳しい方でしたので、固定資産の正しい評価をするか、しないかという判断は、やはりそういう仕事柄正しい判断をするのではないかと、こう思って選任しているわけですので、ご了解願いたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

（「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。
したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（湯田健二君） 日程第4、議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。

お諮りします。本案につきましては、さきに提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第39条第3項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせいたします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。
したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 下郷町有バス購入契約について

○議長（湯田健二君） 日程第5、議案第4号 下郷町有バス購入契約についての件を議題とします。

本件について議案の説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） それでは、議案書6ページを御覧ください。議案第4号 下郷町有バス購入契約についてでございますが、現在の町有バスについては平成22年に購入し、14年が経過しているもので、老朽化が目立つことから更新整備をするものであります。

去る4月24日、5者からなる指名競争入札の結果、下郷町大字弥五島字道上3345番地、小暮車体、代表、小暮實が971万470円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、大竹浩治君。

○7番（大竹浩治君） 7番、大竹浩治でございます。ただいまの説明ありがとうございます。大体14年ほど経過しているということで、あと私から概要について2点ほど、簡単に結構でございます。

まず、今までの現有のバスと、オプションで大体装備関係は、例えばETCが搭載されているとか、カーナビが搭載されているとか、あとスタッドレスタイヤなんかも全部入っているのかとか、その辺のオプション関係について。そして、もう一つ目は、例えばこれについて大体どのような色になるのかなと、町バス。現有バスは大体薄い、もう水色っぽい色は私承知はしているのですけれども、色とか、その辺のところが決まっていたら教えていただきたいと。

そういうところで、あと昨今半導体不足で、車の納車に大分時間を要しているようなことですので、大体今のところで発注すれば、納車は大体どのぐらいの日程になるのか、分かる範囲で結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、色に関しては青というふうに伺っております。

あと、カーナビ等についてはついていくという話でございますが、そのほか詳細の中身については……。

（何事か声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君） すみません。そのほか、ETC、ドライブレコーダー、あとスタッドレスが仕様の中に組み込まれております。

以上です。

○議長（湯田健二君） 納期。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 納期につきましては、現在仮契約という状態ですので、皆様のご議決をいただければ本契約としまして、令和7年2月28日という形になっております。

以上です。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） この新しいバスは、前のバスとかでは何人乗りで、同じなのか。

あとは、前の車が結構各椅子の間が狭かったのです。それが広がっているのか、同じなのか。

あとは、もう一つ、今まではオートマではなかったのです、多分。それがオートマなのか、今のはどうなのか、そこら辺ちょっと教えてください。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまの質問、お答えいたします。

まず、定員数でございますが、前回と同じ29名となっております。

あと、1個1個の広さというものの規格まではちょっと確認しておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

あと、オートマ、マニュアルの種別についてはオートマでございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 入札参加者5者ということで、それで競争入札ということですが、入札に参加した業者名を教えてくださいと思います。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 入札の内容についての業者名でございます。入札に関しましては、町内3者、町外の会津地域管轄でプラス2者、合計5者で入札を実施しております。業者名に関しましては、町内まず3者のうち1つ、星工自動車商会、2つ目が大和自動車工業、3つ目が落札しました小暮車体。町外になりますが、会津管内2つございます。1つ目が三菱ふそうトラック・バス株式会社東北ふそう会津支店、2つ目が会津自動車工業株式会社でございます。

以上です。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） 再質問させていただきます。

この5者を選定したのは、多分副町長が主導するその参加業者の選定の組織だと思いますが、この中に、あと下郷ではこの3件以外にこういった26人クラスの車種を扱う業者はなかったのかどうか。

それから、どうしてもこの最低5者を競争入札をさせる必要があったのかどうか。

それから、この若松の業者の中に1者、今議題に上がっている三菱ローザ、ロングボ

ディーを取り扱っているふそうの会社が入っていますが、これはやっぱり競争入札するにおいて選ばなければならないものなのではないでしょうか。ですから、選んだのでしょうか。その点、よろしければお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、町内においてこの資格等についてある業者はほかはないのかということでございますが、今回入札の種別がバスという種別で実施しております。このバスについての入札参加願が出されているのが町内においてはこの3者のみでございます。

あと、5者につきましては、金額が大きい入札の原則であります5者を基本として実施させていただいたという考えでございます。

あと、会津管内にほかになかったのかという質問でございますが、今回考え方のベースとしまして、前回のバス、29人乗りを基本として考えさせていただいております。この29名程度のバスにふさわしい中身として、参考車種として仕様書の中に三菱ローザ、ロングボディーという中身で提示させていただいて、それに取扱要件等が合致している中身のものを業者として選定しております。

○議長（湯田健二君） 5番、猪股謙喜君。

○5番（猪股謙喜君） では、初めから三菱ふそうのローザという車種を決めて入札したということですか。

○議長（湯田健二君） 29名。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま私申ししたのは、あくまで参考車種ということでございますので、それに限定という意味合いではないので、参考という意味合いです。そこはご理解ください。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） では、1点お伺いしますが、入札の際、その車種の条件というのは特定したわけではないとおっしゃいましたけれども、それだけでした。それ以外にあったのかどうか、一緒に2つぐらいあって、この中のものという形を取ったのか、その点が1点。

それからあともう一つ、今回4駆ではなくて2駆なのですね。これって、この雪国の冬場で大丈夫なのかどうかというのが1点。

それと、この当初予算が1,098万5,000円で予算化していたと思うのですが、このときに4駆を設定していたのか、2駆で想定していたのか、その点教えていただけますでしょうか。それをお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） まず、最初の車種の絞り込みについてでございますが、

先ほどもちょっとお話ししたのですが、29人乗りに近いものというところで抽出して絞ってまいりました。そこで、最後に先ほど申しました三菱ローザという形の車種というふうに絞り込まれまして、同等品もという意味合いでの仕様書となっております。

続いて、4駆ではなくてなぜ2駆なのかという話でございます。こちらにつきましては、予算策定時に4駆と2駆というところを両方を考えながら進めていたところではございますが、1つは4駆ですとなかなか小回りが利かないという話がありまして、その部分において町内、近隣町村を調べさせていただいたところ、南会津町、あとは皆さんご存じの会津バス等で使われている車種も前輪駆動の2駆という形で運用がされていることを確認しましたので、今回は2駆についての見積りを取らせていただいて、予算に反映させたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） 私の話は、この契約をした後の話ちょっと伺いたいと思うのですが、今仮契約ということで、地元の自動車修理工場の業者さんが仮契約をしたということで、指名競争入札でやったのですが、その後の車検、修理というのはその入札したところではなくて、指名参加届で出ている町内の業者さんから設定してできるという考えでよろしいのでしょうか、伺います。随契ならば、必ずそこだということになるのですが、指名競争入札なので、そこら辺ちょっとお聞かせ願えればありがたい。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまご質問にありました、購入業者と車検業者のところが同じになるのかどうかという質問かと思われませんが、あくまで購入は購入、車検は車検という形で捉えておりますので、そこを同じところでひもづけというふうには考えてはおりません。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 4番、湯田純朗君。

○4番（湯田純朗君） この車は、今までの車も結構大きかったのですけれども、三菱のローザというのはコンパクトにできているという話ではなかったですか。これロングボディーなんて書いてあるのですけれども、29人乗りで、ちょっとコンパクトでちっちゃく見えるような感じという話も私聞いたのです。そこら辺はどうなのですか。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 今回この車種にした一つの理由としまして、29人乗りの座席数を取りあえず同等レベルで確保したいという思いがありました。その中で、今回なかなか収まらないところの中で、ロングボディーという形の車種を一つの参考車種として挙げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 下郷町有バス購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(湯田健二君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第6号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第7号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(湯田健二君) この際、日程第6、議案第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第1号)から日程第8、議案第7号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)までの3件を一括議題といたします。

本案について議案の説明を求めます。

議案第5号及び第6号につきましては総務課長、湯田英幸君、議案第7号につきましては健康福祉課長、湯田浩光君、順次説明を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長(湯田英幸君) それでは、議案書7ページを御覧ください。議案第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算(第1号)でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,345万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億7,645万6,000円とするものであります。

続きまして、別紙、第5号のこちらの縦長の用紙御覧ください。こちら今回の補正予算の概要書となっておりますが、今補正につきましては、歳入において雪寒機械整備事業及び南会津地方広域市町村圏組合における指令システム機能維持更新事業に係る地方債の補正、歳出におきましては、地域創生総合事業(県サポート事業)、児童手当制度の拡充、出産時交通費等支援事業、外国語指導助手派遣事業、それぞれの事業に要する経費を計上し、また職員人件費につきましては、人事異動等に伴い、今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。

それでは、主な補正についてご説明を申し上げます。15ページ、歳入でございますが、14款国庫支出金、1項児童手当国庫負担金780万4,000円及び2項国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金344万2,000円につきましては、児童手当制度の拡充に係る事務費及び事業費の財源として計上しております。

同じく2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金の防災安全交付金事業国庫補助金でございますが、国からの内示額通知を受け、雪寒機械整備事業に係る財源を1,600万円減額するもので、それに伴い町債の過疎対策事業債において1,630万円を増額計上し、歳出の

土木費、道路維持費において財源内訳の補正をしております。

15款県支出金、地域創生総合支援事業補助金350万8,000円でございますが、いわゆる県サポート事業の財源として計上したものでございます。

21款町債でございますが、南会津地方広域市町村圏組合の指令システム機能維持更新事業に係る過疎対策事業債を690万円減額し、それに伴い、防災対策事業債520万円を増額計上し、歳出の消防費、非常備消防費において財源内訳の補正を行っております。

17ページ御覧ください。歳出でございますが、2款総務費につきましては、総額で399万8,000円を減額するものでございます。

17ページ一番下の委託料につきましては、児童手当制度の改正に伴い、職員分のシステム改修経費66万円を計上しております。

18ページ、6目企画費において、地方創生総合支援事業（県サポート事業）でございますが、今年度新たな取組として実施するここに住んでよかった、住んでみたいと思えるまちづくり事業に要する経費517万8,000円を計上しております。

20ページ、3款民生費が総額で1,462万7,000円を増額するもので、21ページ、2目児童措置費においては、児童手当制度の拡充に係るシステム改修委託料、扶助費及び事務費を合わせまして1,042万円を増額計上いたしております。

23ページ中段、4款衛生費が総額で90万3,000円を増額するもので、5目母子衛生費において出産時交通費等支援事業助成金17万9,000円を計上し、歳入においてその財源となる県支出金、妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金13万4,000円を計上しております。

27ページ、10款教育費でございますが、総額で87万8,000円を減額するもので、語学指導事業費において、28ページ下段、外国語指導助手派遣業務委託料330万円を計上しております。

そのほか、職員人件費につきましては、人事異動等に伴い、今後の執行見込みを精査し、予算の整理を行うものであります。なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を減額し、調整をしております。

続きまして、30ページ御覧ください。議案第6号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,609万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,115万2,000円とするものであります。

補正の概要でございますが、今補正につきましては、国民健康保険税の本算定及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修事業並びに職員の人事異動に伴う予算の整理を行うものであります。

36ページ、歳入におきましては、1款国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税におきましては、本算定によりそれぞれの課税額を増額するものでございます。

2款国庫支出金におきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等に係る社会保障・税番号制度システム整備費等補助金を計上しております。

37ページ、歳出でございますが、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた

システム改修事業並びに職員の人事異動に伴う予算の整理を行うもので、予備費により調整するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） それでは、私のほうから児童手当制度の概要についてご説明申し上げます。

議案第5号の資料のほうを初めにお開き願います。議案第5号 令和6年度一般会計補正予算（第1号）に関連して、今般改正されました児童手当制度の概要についてご説明いたします。初めに、1、事業の目的でございますが、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としております。

2の実施日につきましては、令和6年10月より実施となります。

3番の主な拡充内容についてですが、大きく4点ほど改正されております。1つ目といたしましては所得制限の撤廃、2つ目は高校生年代までの支給期間の延長、3点目としては多子加算について、第3子以降3万円に変更となりました。さらに、4点目といたしまして、支払い月については年3回から年6回に改正されております。

それでは、具体的な概要についてご説明いたします。表のほうを御覧ください。表の左側が改正後、右側が改正前でございます。初めに、支給対象ですが、これはこれまでには中学校修了までの国内に住所を有する児童から、高校生年代までに対象が拡充されました。18歳到着後の最初の年度末、3月31日までが支給対象となります。

また、所得制限につきましても、これまでの960万円未満という条件がなくなっております。

手当の月額でございますが、これまでは3歳未満一律1万5,000円、3歳から小学校修了まで第1子及び第2子が1万円、第3子以降1万5,000円、中学生が一律1万円、所得制限以上一律5,000円、こちらは特例給付でございましたが、今回の改正により10月からは、3歳未満の第1子及び第2子につきましては1万5,000円、第3子以降は3万円、3歳から高校生年代の第1子及び第2子につきましては1万円、第3子以降は3万円と拡充されております。

なお、実施主体はこれまで同様、市町村の法定受託事務に変わりはございません。また、公務員につきましても同じく所属庁で実施することになります。

支払い月についても大きく改正されております。これまでは、2月、6月、10月に各前月までの4か月分をまとめて支払いしておりましたが、改正後は年6回、各前月までの2か月分を偶数月に支払うようになります。そのため、今年度は12月から改正後の児童手当を支払うことになります。

改正後の費用負担についてでございますが、3歳未満の被用者につきましては、被用者、こちらは会社員が該当されます。非被用者、こちらは主に個人事業主が該当されます。別に3歳以上につきましては、被用者、非被用者の区別なく、子ども・子育て支援納付金、拠出金、国、県、町とそれぞれ負担割合の区分が変更されております。例えば3歳以上の場合ですと、子ども・子育て支援納付金が3分の1、国が9分の4、県が9

分の1、町は県と同じ9分の1となりますので、実際には町と県の負担が少なくなります。

以上で今般改正されました児童手当制度の概要についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案書の38ページのほうをお開き願います。議案第7号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ425万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億905万5,000円とするものでございます。

39ページから43ページまでは総括ですので、説明を省略させていただきます。

初めに、46ページをお開き願います。歳出についてご説明申し上げます。今回の補正につきましては、職員の定期人事異動に伴い、予算の整理を行うものでございます。

3、歳出について、1款総務費から順に、5款地域支援事業費、47ページの7款地域包括支援センター事業費、8款新予防給付費までの給料、職員手当、共済費につきましては、先ほど申しました人事異動に伴う人件費の補正計上でございます。

次に、同じページの10款予備費につきましては、財源調整のため107万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、お戻りいただき、44ページのほうを御覧願います。歳入についてご説明申し上げます。歳出でご説明いたしました職員の人事異動に伴う人件費の補正計上に合わせまして、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、45ページの7款繰入金のそれぞれの科目について、補助率から算出した補正額を計上しまして予算の整理を行うものでございます。なお、10款サービス収入につきましては、歳出の8款新予防給付費の要支援サービス計画給付費に係る人件費と同額となっております。

以上、下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

8番、星和志君。

○8番（星和志君） 3つほど質問させていただきます。

ページ11の過疎対策事業債と一般単独事業債なのですが、こちらは償還が12年以内と30年以内となっているのですが、こちらは何年計画で償還していくのかというのと、そしてどのくらいの交付税措置がされるのかをお聞かせください。

あと、定期人事異動に伴う人件費の補正なのですが、補正の主な内容の、こちらは予算編成時と比べて、4月からの定期人事異動によってどのぐらいの人員の変移があったのか、分かれば教えてください。

あと、こちらも主な補正なのですが、地域創生総合支援事業の何とかまちづくり、こんなまちに住みたいまちづくりとありましたが、こちらの内容をお聞かせください。

以上です。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） 8番、星和志議員からご質問がございました地域創生総合

支援事業、いわゆる県サポート事業の内容ということのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

先ほど総務課長からお話がありましたここに住んでよかった、住んでみたいと思えるまちづくり事業といたしまして、町民の方あるいは移住希望者の方を対象に、下郷町の魅力を知ってもらうということを第一に、農作業体験、野鳥や星空観察会等の体験ツアーを実施する予定であります。具体的にその事業のこういったメニューをやっていくのかと、これから精査する予定になっておりますが、一応今のところの予定ですと、先ほど申し上げました農作業体験、野鳥、星空の体験、あるいは雪遊び体験等を今のところ予定している中身になっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ご質問にありました、まず職員の異動数につきましては、増分と減分それぞれ積算した形になりますが、約48名の分の増減を今回調整した形になっております。

もう一つ……まず今回の過疎債について、充当率が100%の交付率70。

（何事か声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 償還期間につきましては、12年以内という形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 8番、星和志君。

○8番（星和志君） 11ページの質問だったのですけれども、一般単独事業債も同様の70%の交付税措置の算定率というか、算入率なのでしょうか。

あともう一つ、定期人事異動に伴う人件費の補正だったのですが、増減48名とありましたが、役場内の各課の増減で、予算編成時から現在の人数の推移というか、変移が分かるような何か資料が頂ければ、議会広報などにも載せて町民にお知らせしていくことができるのであれば……

（何事か声あり）

○8番（星和志君） 出しているのですか。決算時ではなくて。

（何事か声あり）

○8番（星和志君） 9月に出すということですか。

（何事か声あり）

○8番（星和志君） 決算に出すのですね。今あればというか、議会広報などで出したいので、資料があればお願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいまのまず防災対策事業債の中身についてなのですが、こちらちょっと漏れておりまして失礼しました。こちらにつきましては、充当率75%の交付率30%となっております。

あと、広報での紹介というか、掲載につきましては、決算時の10月か11月だと思うの

ですけれども、そこに掲載してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

○8番（星和志君） はい。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 1点目、今起債の償還について8番議員も質問したのですが、その中で、起債方法が12年以内、30年以内と2つあるわけなのですが、これを実際何年で償還していくのか、たしか教えてくださいというふうに質問したのではないかなと思うのですが、その返答がなかったようなので、私のほうからそちらをお聞きしたいと思います。

（何事か声あり）

○10番（山名田久美子君） 違う。

あと、もう一つが23ページ、出産時交通費等支援事業助成金について事業内容の説明ございましたけれども、ちょっとはっきりしなかったのが、例えばこれ自家用車で移動となるのが普通だと思われるのですが、単価など算定根拠というものを教えてください。あと、例えば該当しないという場合があるのか、そういった例があれば教えていただきたいと思います。

それからあと、26ページ、積算システムの保守料について、システムの保守料というのは通常当初予算に計上されると思われるのですが、これ新たに発生するものなのか、お教え願いたいと思います。

あと、28ページ、外国語指導助手派遣業務につきまして、事業内容について説明なかったのですが、これはどういった内容のものなのかもう一度お聞かせ願いたいのですが、広域に負担をしている外国語教師とは別に指導補助が必要な理由というのは何なのか、お教え願いたいと思います。この指導助手というのが派遣を受けること、どのような効果が見込めるのか、郡内の他市町村もこれ実施しているのかどうか、お伺いしたいと思います。委託となっておりますが、想定している委託先はどういうところなのか、330万円の根拠を教えてくださいと思います。

それと、18ページの地域創生のここに住んでみたいということで、先ほど総合政策課長が言われましたが、体験ツアーだとか作業をしていただくということをおっしゃっていたのですが、これはどこかにか委託をしてやられるのか、その点お教え願いたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） まず最初に、過疎債の償還期間12年以内となっているが、実際は何年で返すのですかという質問かと思うのですが、12年でございます。よろしくお願いいたします。

（何事か声あり）

○参事兼総務課長（湯田英幸君） すみません。もう一点、防災対策事業債につきましても、

ここに記載してありますとおり30年という形になりますので、よろしく願いいたします。

○議長（湯田健二君） 健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 10番、山名田議員のご質問にお答えいたします。

妊婦にやさしい遠方出産支援事業補助金制度につきましてですが、この趣旨といたしましては、遠方の分娩取扱施設におきまして出産する必要がある妊婦に対して、当該施設までの移動に係る交通費及び出産予定日前から待機するまでの宿泊費を助成する内容となっております。対象者ですが、自宅から最寄りの分娩施設までおおむね60分程度の移動時間を要する妊婦及び同行者が対象となっております。交通費につきましては、例えばタクシーで移動した場合、タクシーの移動に要した費用の8割が補助率となります。ただ、自家用車で行った場合ですと、職員の旅費規程で算出した額の8割となっておりますので、算出根拠といたしましては、1キロ当たり37円掛ける76キロ掛ける0.8、その12分で2万2,500円としております。

なお、該当しない場合があるのかというご質問についてですが、基本的には妊婦の方全員が対象になるかなと思います。その根拠でございますが、この要綱ですが、実は県のほうの事業に参加しておりまして、3月28日に県のほうの実施要綱が作成されております。4月18日に説明会がございまして、南地域が全域対象となったことから、町といたしましてもできるだけ該当するような形で進めたいと考えております。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 建設課長、玉川武之君。

○参事兼建設課長（玉川武之君） ただいま10番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

26ページになりますが、議案書の26ページの8 土木費、1 土木管理費、1 土木総務費の中で、11節役務費に69万7,000円という形でコンピュータ保守料、土木積算システム、今回補正で上げさせていただきました。内容につきましては、土木の積算システム、いわゆる土木、農林、使ってございますが……

（何事か声あり）

○参事兼建設課長（玉川武之君） 土木の関係のシステムでございますが、このたび、この4月から水道関係のシステムも入れるような内容になっておりました。この金額につきましては、6年度初期導入費の水道分のインストール費、設定費、様々な予算でございます。

なお、今回補正に上がったということでございますが、この見積りににつきましては、ふくしま市町村支援機構さんに見積依頼かけておりましたが、当初予算の策定時にこの料金が抜けてまいりました。3月議会後に支援機構さんから連絡ありまして、また4月に当町を訪れておりまして、内容の精査、またおわびという形で参っております。その際に見積書を頂いておりますので、今回改めて補正という形で上げさせていただきましたので、よろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 教育長、湯田嘉朗君。

○教育長（湯田嘉朗君） 10番、山名田議員のご質問にお答えしたいと思います。

外国語指導助手の件でございますが、今回委託料を計上させていただきました。その流れといいますか、それをご説明申し上げたいと思います。現在のALTにつきましては、南会津地方広域市町村圏のほうで対応していただいております。ただ、次年度から各町村でALTについては契約をするようにということで、広域のほうでは今度は携わらないと、こういうような流れになってまいりました。その中で、今まで本町に来ていただいたALTさんについては、非常に優秀な方に来ていただいておりますが、現在のイアン先生がこの7月で替わるということになったわけでございます。それに伴いまして、継続でALTをといた場合に、町としての契約をJETプログラムとしないといけないというような中で進んできたところでございます。

ただ、今までJETプログラムというのは、県のほうにお願いをして、海外から青年を招集しまして、契約をするという対応をしてまいりました。そうしますと、これから町で全ての業務をやるということになりますと、来日前に候補者とのやり取りであったり、来日の際には迎えに行ったりということで、いろんな業務が出てくるということでございます。そんな中で考えたときに、民間のほうに委託はどうかという提案なども広域のほうからございました。いろいろ検討させていただきました。その中で、先ほど効果はということでございましたが、実はJETプログラムで外国青年を招致する際に、コロナ等によって大分来日できないというようなケースもございました。その際、南会津郡として広域でお願いした際には、それぞれALTさんを協力して不在の学校に応援に行ったりということでやっていたのですが、このやり方で非常にありがたいので、継続してほしいということで広域のほうにお願いしたところ、いや、それは無理だと。というのは、現在広域でお願いはしているのですけれども、そこから下郷町の下郷中学校のほうに派遣をしていると、それをさらに別の町村の学校に派遣するということになると、何か厳密に言うと二重派遣ということで、違法なのだというようなところが若干出てまいりました。

そんな中で検討して、先ほどの効果でございますが、コロナで来れない、あるいは急遽来日できない、そうするとどうしても空白ができてしまう。そうなってきますと、民間の派遣会社のほうにお願いすることで、そういうことがないような対策は取れないかということで、民間業者のほうのお話もお聞きしたところ、例えば配置されたALTさんがけがをして長期不在になるような、そういう場合はすぐに次の方を派遣してくれるというようなことがあります。それと、一番考えたのは、ALTさんは8月1日、7月31日という、欧米の学校ですね、それによって来日されるのです。年度途中で切り替わると。そういうようなことを考えますと、やはり年度初め、日本でいうと4月1日から3月31日までというほうが学校としても非常にありがたい。さらに、外国から招致される外国青年の人たちは、必ずしも学校現場で指導するという、そういう研修を受けているかどうかは実は分からないのです。それに対して民間企業ですと、そういう研修まで全て行うという体制でやっているということで、民間のほうへの移行というふうに考えたところ

でございます。

なお、他の町村につきましてはどうかというお話でしたが、檜枝岐と只見、それから南会津町なのですが、只見と檜枝岐、まだ人気があると。JETプログラムで来られる方は、最大5年間希望すればいられるのです。ですから、民間に移行するので、帰ってくださいというのは絶対できないということで、檜枝岐と只見につきましてはそれぞれ3年目、4年目になっていますので、もう1年は間違いなくいらっしゃると。ただ、その後もし替えるということになれば、民間のほうに移行したいという考えをお持ちのようでございます。なお、南会津町につきましてはALTさんが4名いらっしゃいます。それで、南会津町のほうとしては、このままJETプログラムを続けていきたいというような考えでいられるというところでございます。

それから、330万円という根拠ということですね。これは、8月から3月までということで見積りのほうを出していただきました。その金額が330万円ということでしたので、補正計上させていただいたと。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 総合政策課長、佐藤英勝君。

○総合政策課長（佐藤英勝君） 10番、山名田議員からのご質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

サポート事業のほう、地域創生事業のほうに、直営でやるのか、あるいはどちらかに委託をするのかというふうなご質問だったかと思いますが、一部広告料等は外注する予定でおりますが、現状は直営といいますか、職員のほうで実施する想定で今のところ計画のほうをさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（湯田健二君） 10番、山名田久美子君。

○10番（山名田久美子君） 答弁ありがとうございました。ほぼ大体分かりました。

ただ、外国語指導に関して、ここまで詳しく説明していただいてありがとうございます。広域も来年度衛生と一緒になるというようなこともあるから、その辺なのかよく分かりませんが、やはりこういったこと全然説明がなかったものですから、お伺ひしたのですけれども、ここまで言ってやっていただければ納得いたしました。分かりました。

あと、ほかの点についても大体分かりましたので、ありがとうございました。

以上です。

○議長（湯田健二君） 3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 私からは、今日の補正になると一番大事なところかなと思いますけれども、質問あるいは確認となりますが、カラー刷りの横長の議案第5号の資料の内容につきまして、ちょっと質問させていただきたいと思います。

当児童手当制度の改正案は、少子化対策のヒット商品の一つであると思っております。ただいま課長から説明がありましたが、私なりの確認のために2件ほどご指導を願ひたいと思います。まず、この横長の資料を御覧ください。1つ目といたしまして、説明資料の中ほどの手当月額についてであります。ある家庭の子供4人に対する手当

を例として挙げました。第1子に7歳と、第2子に5歳と、それから、この横長に書いてありますけれども、3歳未満のグループの中に第3子が2歳、第4子が1歳の4人がいらっしやったと、そのような仮定します。そうしますと、その月額の内容なのですから、ちょっと混同するところもあろうかと思えますから、確認のほどよろしく願いいたします。第1子の場合、あくまでも1人頭1万円ということですね。それから、第2子は5歳ですから、やはり同じく1万円というのは該当するわけですか。それとも、第3子の場合には3歳未満になりますから、1人頭3万円と、それから第4子も同じく3歳未満の枠の中にありますので、1人当たり3万円ということでよろしいかどうか、確認をしていただきたいと思います。

それから、2つ目といたしまして、3歳から高校生年代と記されておりますが、高校生年代とはどこを区切りとするのか教えていただきたいと思います。まず、1番目に私が思うのには、高校を卒業すると第1子等が消滅するのかどうか。それから、2つ目といたしましては、諸般の入学で遅れたということの事情で、あるいは病気等で休学をして卒業が二、三年遅れてしまって、19歳とか20歳ぐらいで卒業されたという場合、それから3番目としては、高校を中退あるいは中卒で社会人になった場合なんかは、またその他のファクターを考えられますが、その区切りということはどこを指すのか、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 3番、佐藤勤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、児童手当制度の概要につきまして、児童手当の月額についてのご質問でございますが、基本的にはこの表のとおり、3歳未満につきましては第1子と第2子が1万5,000円、第3子以降、第4子も同じく3万円ということになるかと思われます。また、3歳から高校生年代の第1子に対しては1万円、第3子以降、第4子なりは同じく3万円になるかと思えます。ただ、これは高校生年代までが全員第1子から第4子まで当てはまった場合の考えでございます。例えば高校を卒業すれば、第1子という考えではなくなります。これは、基本的には児童手当の支給対象である1番目の子供が第1子というふうに考えております。したがって、高校を卒業すれば、その下の子供が第1子というふうな考えになります。そのため、現在のまま運用するとなりますと、例えば3人兄弟で長男が19歳の学齢に達した場合、長男は第1子から外れまして、2番目の子が第1子、それから3番目の子が第2子となると考えられております。

それから、支給対象の年代でございますが、基本的に高校生の年代ということで、基本的には中学校修了時から18歳に達して以後3月31日までというふうに規定されております。ただ、18歳になる前に中退したとか、例えば働いているとか、そういう場合にしましては、あくまでこの制度では原則といたしまして、子供が例えば専門学校や会社員、あるいは仕事をしていない子供がいた場合でも、そういった身分や職業に関係なく全ての子供が対象となります。ただし、学齢条件以外につきましても、親が子供を監護

していること、それから生計が同一であることが要件となっております。なお、子供が就業している、実際働いているような場合であっても、生計が同一であれば対象となりますが、例えば子供が独り暮らしを始めて独立しているような場合は、対象外になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（湯田健二君） 3番、佐藤勤君。

○3番（佐藤勤君） 課長さんの説明でよく分かりましたので、以上でございます。確認のため、よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） 1番、渡部哲君。

○1番（渡部哲君） 国民健康保険特別会計補正予算、30ページです。これは、マイナンバーカードのシステムということで、コンピューターに関することだと思うので、お金が結構かかると思います。それで、こういうのは2年に1回とか、1年に1回とか、そういうシステムを変えるということが何年に1回とか、そういうことを聞きたいと思って今質問したのですが、システムの変更。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） 今回のシステム改修についてでございますが、今回につきましては制度の見直し改正等に伴うものでございます。主にシステムというのは、やはり国の法律に基づきまして制度の改正等が行われた場合にこういう改修が入るのが主な流れでございますので、定期的に入るというよりも、年によって制度改正があれば変わるという趣旨になりますので、そこはご理解ください。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

○1番（渡部哲君） 分かりました。

○議長（湯田健二君） 9番、星邦一君。

○9番（星邦一君） ページが21ページなのですが、児童福祉総務費の中に補助金で児童クラブ学習サポート事業補助金というふうにあるのですが、ちょっと教えていただきたいのですが、事業内容と、この補助金は誰に補助されるのか、そしてそれによってどのような効果があるのかなというのをちょっとお聞きしたいことと、もう一点は、37ページの先ほど渡部議員が言った社会保障・税番号制度システム整備等補助金の中に印刷製本ってあるのですが、この印刷製本というのはマイナンバーカードの印刷なのか、印刷製本の何を印刷するか、これだけちょっと教えていただければ。お願いします。

○議長（湯田健二君） 答弁を求めます。

健康福祉課長、湯田浩光君。

○健康福祉課長（湯田浩光君） 9番、星邦一議員のご質問にお答えいたします。

21ページの児童福祉総務費で18節の補助金7万円、児童クラブ学習サポート事業補助金についてご説明申し上げます。この事業の目的でございますが、夏休みや冬休みなどの長期休業中におきまして、児童クラブを利用している児童を対象といたしまして、課題学習の支援、それから学習意欲の向上などを目的といたしまして、元教員が中心とな

り支援を行う内容となっております。この支払い先につきましては、現在学習サポート研究会という組織が発足されております。こちらは、この4月に元町議員の玉川邦夫先生ら有志が発足されまして、その後協議を重ねて、正式に町のほうへ依頼がございました。その内容でございますが、先ほどもちょっと申し上げましたが、夏季休業日と冬季休業日、夏季休業につきましては前半5日間、後半5日間、冬季休業日につきましては前半4日間、計14日間の学習支援を行う内容でございます。活動時間につきましては、おおむね9時半から11時30分、ただし勤務時間は9時から正午までを予定しております。この組織体制でございますが、退職されました元教職員7名で対応し、児童クラブ、今江川出張所と多目的施設のほうの2か所ありますので、1日2会場で4名体制で実施するという内容でございます。ただ、活動場所につきましては、できるだけ集中できる学習環境が得られますよう、旭田、檜原につきましては現在下郷中学校の校舎の活用を協議しているところでございます。また、江川地区につきましては老人福祉センターの別室のほうを予定しております。

この予算措置につきましてはですが、まず費用弁償相当ということで5万6,000円を計上しております。これは先生方、1日ですが、交通費含めて1,000円ということで、4名掛ける14日間、それから活動保険4,000円掛ける4名ということで予算計上しております。

児童クラブの補助金につきましては以上でございます。

○議長（湯田健二君） 総務課長、湯田英幸君。

○参事兼総務課長（湯田英幸君） ただいま国民健康保険の印刷製本費についてのご質問でございますが、こちらにつきましては、今回の中身でそもそもマイナンバーカードと健康保険証の一体化という中身がうたわれております。まず1つ、この中身の要旨です。これをやるということは、マイナンバーカードの中に保険証の機能を入れるという中身になりますので、そこら辺を周知した上で、あとそれに係る詳細な中身を説明していくことになります。例えばでございますが、12月2日からは現行の保険証は発行されないという中身になりまして、ではマイナンバーカードを持っていない人はどういう対応をするのかとか、この場合には資格確認書というものを発行して町のほうでは対応するということとなりますが、それに伴う諸条件、内容についてパンフレットを作成しまして、住民の方に周知を図るものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（湯田健二君） よろしいですか。

ほかにご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 令和6年度下郷町一般会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号 令和6年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号 令和6年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（湯田健二君） ここで、過般総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業の継続』と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情につきましては、6月13日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書が提出されております。この件につきましては、去る6月5日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（湯田健二君） これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情について、

お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田純朗君。

○総務文教常任委員長（湯田純朗君） 総務文教常任委員会委員長の湯田純朗でございます。皆様のお手元に配付してあります報告書に基づき、ご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第93条第1項の規定により報告申し上げます。

「記」といたしまして、付託年月日、令和6年6月10日。件名、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情。審査の結果、採択すべきものと決定しました。審査日、令和6年6月13日。出席委員は、星昌彦君、小玉智和君、佐藤勤君、星和志君、湯田健二君、そして私であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（湯田健二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件を採択します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情についての件は、採択することに決定しました。

日程の追加

○議長（湯田健二君） 今ほど採択となりました「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出については、去る6月5日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。

また、昨日に開催されました総務文教、産業厚生の両委員長から提出されました令和6年度行政視察についても、本日開催の議会運営委員会で協議された議事運営に沿って

直ちに日程に追加し、議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

よって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加議事日程、議員提出議案及び委員長発議を配付します。

（資料配付）

○議長（湯田健二君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第２ 議員提出議案第１号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出について

○議長（湯田健二君） 追加日程第２、議員提出議案第１号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員提出議案第１号につきましては、会議規則第39条第３項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第１号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

追加日程第３ 令和６年度行政視察について

○議長（湯田健二君） 追加日程第3、令和6年度行政視察についての件を議題といたします。

本件につきましては、発議の朗読を省略し、お手元に配りました発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件については発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（湯田健二君） 異議なしと認めます。

したがって、令和6年度行政視察についての件は発議のとおり決定しました。

以上で令和6年度下郷町議会6月会議の日程は全部終了しました。

これにて散会します。（午前11時43分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年6月14日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員